



豊明市地域福祉計画

みんなで支える 安心・しあわせ社会

～身近なところから無理なく始める福祉のまちづくり～

平成 22 年 3 月

豊明市

はじめに

2008 年のリーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機により、日本経済は大きな影響を受け、多くの雇用が減少するという厳しい社会状況をもたらしました。また昨年、政権交代がなされ、わが国は低迷する社会状況からの脱却をめざしています。

このようななかで、高齢者や障がい者の分野での公的な福祉サービスは整備されつつありますが、地域においては、ひとり暮らし高齢者や障がい者のごみ出しや電球の交換といった公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題もあります。また、子育てに際し地域コミュニティが弱いことから地域のまとまりが十分でなく、次世代を担う子どもが、生まれ育つ場としての機能を果たすことができなくなってきました。さらに、地震や台風などの自然災害や犯罪、交通事故等をどのように防ぐかといった地域社会における安心・安全の確立が求められています。

一方、高齢化の進行により、退職後の余暇の増大等から、地域をより住みやすいものにしていくとする意識が高まっています。こうした意識の高まりを背景として、地域活動に参加することを通じて、自己実現や自己啓発を果したいという意欲が高まっています。また、仕事のやりがいや充実と、家庭や地域での多様な生き方を両立させる「ワーク・ライフ・バランス」の必要性が強調されています。今後は、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、行政だけでは解決できない身近な生活課題に、地域での「ふれ合い・支えあい・助け合い」を進めて行かなければなりません。

この計画は、市民と行政が協働して新しい福祉を構築するとともに、福祉の問題を地域全体で解決することをめざすために策定いたしました。

策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申しあげます。皆様とともに作成をいたしました、この「豊明市地域福祉計画」が、市民すべての人々が住みなれた地域で安心して、自立して暮らせる地域福祉の指針となるために尽力いたしますので、この計画の主旨をご理解いただくとともに、行動の一步を踏み出していただきますよう、よろしくお願い致します。

豊明市長 相羽英勝

目 次

第1章 計画の策定にあたって — — — — — 1

- 1 地域福祉計画とは..... 1
- 2 地域福祉計画の特徴..... 1
- 3 計画に盛り込む内容..... 3
- 4 計画期間..... 3

第2章 豊明市における地域福祉の現状と課題 — — — — — 4

- 1 豊明市における地域福祉の現状..... 4
- 2 豊明市における地域福祉の課題..... 17

第3章 豊明市がめざす地域福祉 — — — — — 18

- 1 地域福祉を進めるための重視すべき視点..... 18
- 2 地域福祉の将来像..... 19
- 3 将来像を実現するための目標..... 20

第4章 地域福祉の推進施策 — — — — — 22

- 1 市民による地域福祉活動の推進..... 22
- 2 地域福祉の取り組みを下支えする施策の充実..... 32
- 3 公的な福祉サービスの充実と適切な利用の推進..... 46
- 4 安全・安心なまちづくりに向けた取り組みの推進..... 54

第5章 計画の推進と進行管理 — — — — — 66

- 1 市民との協働による計画推進..... 66
- 2 庁内等における計画推進・進行管理の体制づくり..... 66

資料編 — — — — — 67

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人（子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も）が人として、住み慣れた家庭や地域で、安心して自立した生活ができるよう、市民・社会福祉事業者・NPO・ボランティア団体・行政など多様な主体が協力し「共に支え合う地域社会づくり」のことを指します。なお、社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」と規定し、第4条において「地域福祉の推進に努めなければならない」と、法律の上で明言されています。

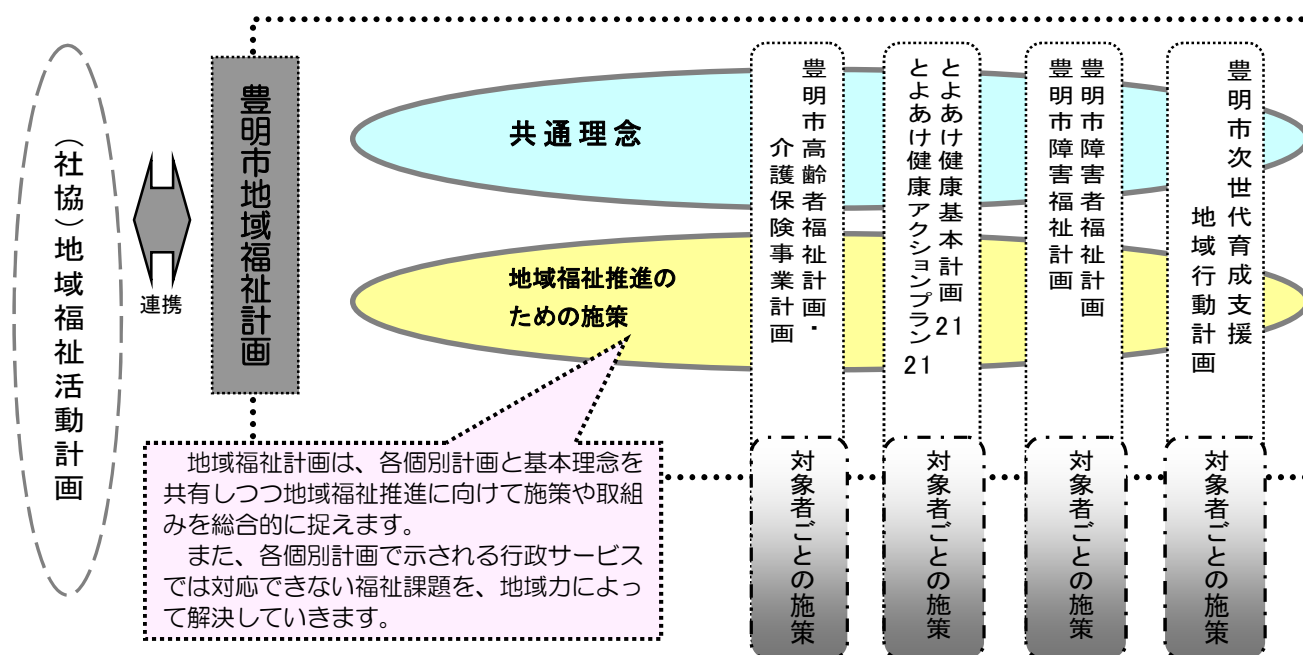
この地域福祉を進めていくための計画として、社会福祉法の第107条で、各市町村においてその策定が規定されています（平成15年4月施行）。具体的には、市民同士の「ふれ合い・支えあい・助け合い」の活動を活発にして行政のサービスと組み合わせ、行政だけでは解決できない福祉の問題を地域全体で解決することをめざした「福祉のまちづくり」を進めていくための計画と考えます。

また、平成19年度に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（厚生労働省設置、座長・大橋謙策日本社会事業大学長）は、地域福祉は公的サービスが対応するのを原則としつつ、多様なニーズに市民が主体となって関わる「新たな支えあい」の強化が求められるなどと提言しています。

2 地域福祉計画の特徴

2-1 福祉の総合化

これまでは、個別計画において高齢者や障がい者、児童、健康づくりの分野別に施策が推進されてきました。しかし、地域福祉計画では、これらの個別計画を、誰もが住み慣れた地域で共に支えあいながら、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすという共通の理念で結び、横断的かつ包括的に捉えます。



2-2 各課の計画との整合

豊明市の基本計画である「第4次豊明市総合計画」（平成18年～27年度）では、保健福祉部門において「健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり」を基本理念として施策を進めています。

健康福祉部の各課においても、この基本計画を見据えた個別の計画を策定し、それぞれの分野での施策に取り組んでいます。

本計画は、これらの個別計画との整合性を十分に考慮しつつ策定しました。

担当課名（策定時）	計画名	策定年月	期間	策定根拠
社会福祉課	第2次豊明市障害者福祉計画	平成20年3月	平成20年度～平成29年度	障害者基本法
	第2期豊明市障害福祉計画	平成21年3月	平成21年度～平成23年度	障害者自立支援法
	豊明市地域福祉計画	平成22年3月	平成22年度～平成31年度	社会福祉法
高齢者福祉課	第3期豊明市老人福祉計画・介護保険事業計画	平成18年3月	平成18年度～平成20年度	高確法※ 介護保険法
	第4期豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成21年3月	平成21年度～平成23年度	高確法※ 介護保険法
児童福祉課	豊明市次世代育成支援地域行動計画	平成22年3月	平成17年度～平成26年度	次世代育成支援対策推進法
健康課	とよあけ健康基本計画21	平成16年3月	平成17年度～平成23年度	健康増進法
	とよあけ健康アクションプラン21	平成17年3月		
保険年金課	豊明市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度	高確法※
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	平成19年3月	平成19年度～平成23年度	

※高確法：高齢者の医療の確保に関する法律

2-3 住民参加の必須

誰もが住み慣れた地域で安心し、自立して暮らす社会をつくるため、また、地域の「ふれ合い・支えあい・助け合い」の活動を活発にしていくための計画であるため、計画の対象は地域住民すべてということになります。

また、社会福祉法第107条では、策定にあたっては「あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。」と規定されており、住民参加による計画づくりが必須となっています。

本計画の策定に際して、平成20年度には、18歳以上の市民2,000人を対象とした地域福祉に関する市民意識調査を実施するとともに、中学校区単位で地区懇談会を開催し、「わがまちの地域課題と活動について」というテーマで意見交換を行い、地域福祉の課題を抽出するとともに、行政と地域との役割などについてご意見をいただきました。

また、平成21年度には、市民提案型まちづくり事業に地域福祉特別枠を設け、地域福祉活動の実践を社会実験的に展開するとともに、創発的・社会実験的な地域福祉活動の実践を通じて、地域福祉活動の輪を市内に拡大・進展させていくきっかけとする取り組みも並行して進めました。

3 計画に盛り込む内容

社会福祉法第 107 条により、地域福祉計画には次の 3 つの事項を盛り込まなければならないとされています。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

以下は、3 つの事項にもとづく、具体的な内容の例示です。

社会福祉法の規定	具体的な内容(例示)
(1)地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項	①福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備 ②要支援者が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり ③サービス利用に結びついていない要支援者への対応
(2)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	①民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進 ②事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
(3)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	①地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実 ②地域福祉を推進する人材の育成・確保

さらに、「地域における要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認方法等に関する事項」も新たに盛り込む事項として追加されています。この具体的な事項としては、災害時等要援護者支援制度があたります。

4 計画期間

本計画は、他の福祉関連計画との調整が必要となってくることから多くの自治体で計画期間をおおむね 5 年としています。本市では長期的な視野に立ち、計画期間を平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

第2章 豊明市における地域福祉の現状と課題

1 豊明市における地域福祉の現状

本計画の策定に際し、本市における地域福祉の現状と課題を把握するため、以下の3つの手法による現況調査を行いました。

【アンケート調査】

①調査対象

- ・豊明市内に在住する18歳以上の方のなかから2,000人の方を無作為に抽出

②調査方法

- ・郵送配布・郵送回収

③調査期間

- ・平成20年8月25日（月）から平成20年9月8日（月）までの期間

④調査票の回収状況

標本数	2,000 (100.0%)
回収数 (率)	1,097 (54.9%)
集計不能数 (率)	6 (0.3%)
有効回収数 (率)	1,091 (54.6%)

【団体ヒアリング調査】

①調査対象

- ・社会福祉法人豊明市社会福祉協議会（以下、社協）
- ・豊明市民生・児童委員協議会（以下、民協）
- ・更生保護女性会
- ・草笛の会
- ・おもちゃの会
- ・ふれあいサロン あおい会
- ・JAあいち尾東豊明たすけあい けやきの会

②調査方法

- ・社協及び民協は個別に対面方式のヒアリング調査
- ・更生保護女性会、草笛の会、おもちゃの会、あおい会、けやきの会は、一堂に会してのグループヒアリング調査

【地区懇談会】

①地区懇談会実施の目的

日頃から地域において、様々な活動に取り組んでいる方や地域福祉に関心を持っている方にお集まりいただいてグループ・ディスカッションを行い、「わがまちの地域課題と活動について」意見や情報をうかがう。

②実施概要

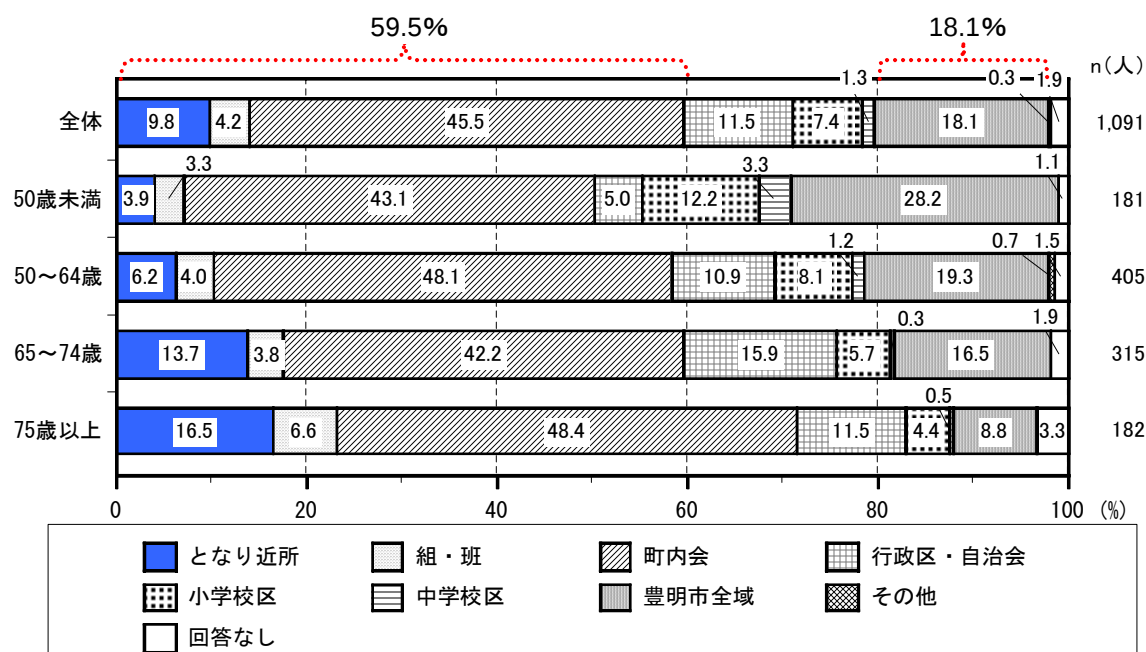
対象地区	開催日	開催場所	参加人数
豊明中学校区	平成20年10月18日（土）	文化会館	26名
杣掛中学校区	平成20年10月26日（日）	市役所	15名
栄中学校区	平成20年11月22日（土）	栄中学校	29名

1-1 地域とのかかわりについて 【アンケート調査より】

■となり近所から町内会・区等の範囲での日常的なコミュニケーションが必要

○‘地域’の定義について、全体の約6割が町内会より小さい範囲を地域として認識している一方、2割近くが豊明市全域を地域として捉えています。地域福祉における‘地域’の範囲は、解決すべき問題や取り組みの種類によってより小さい単位から市全体で取り組むものまで様々ありますが、日常的な近所づきあいや町内会・区等の活動を活発に進めることが求められます。

図1-1 回答者の年齢別「地域の範囲」



■3割強が話し相手や声がけを中心に手伝いをしており、家事や移動の支援もみられる

○3割強が近所の人のお手伝いをした経験があり、その内容は話し相手になることや声がけ、安否確認等が多い一方で、家事の支援や移動を伴う支援を行っていることがわかりました。この結果より、地域福祉活動的な取り組みがある程度浸透していることがわかります。

図1-2 居住中学校区別「近所の人に対するお手伝いの経験」

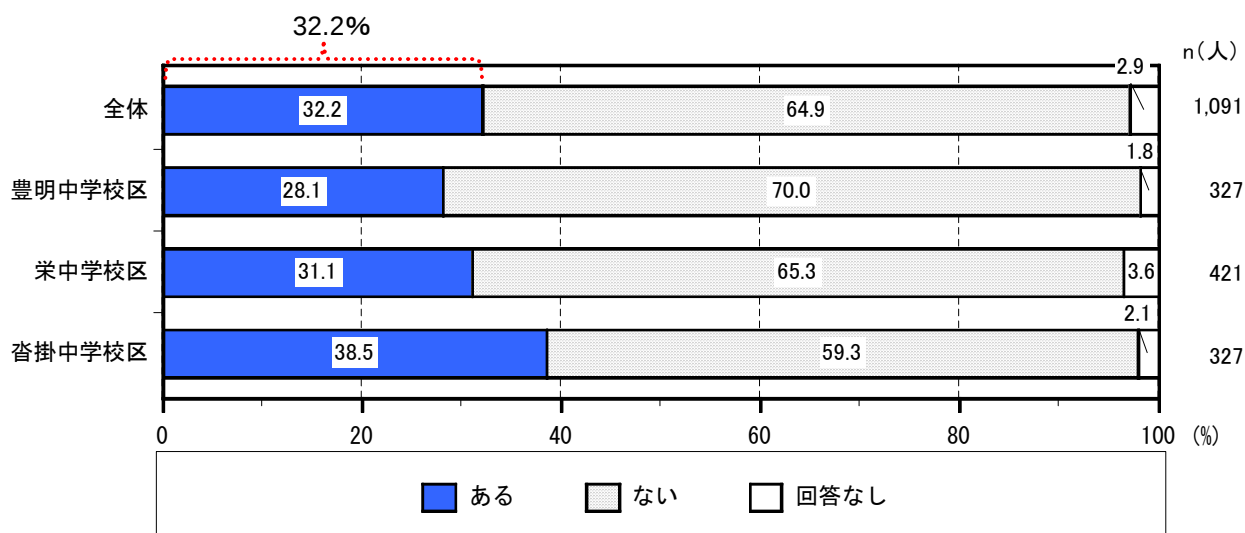
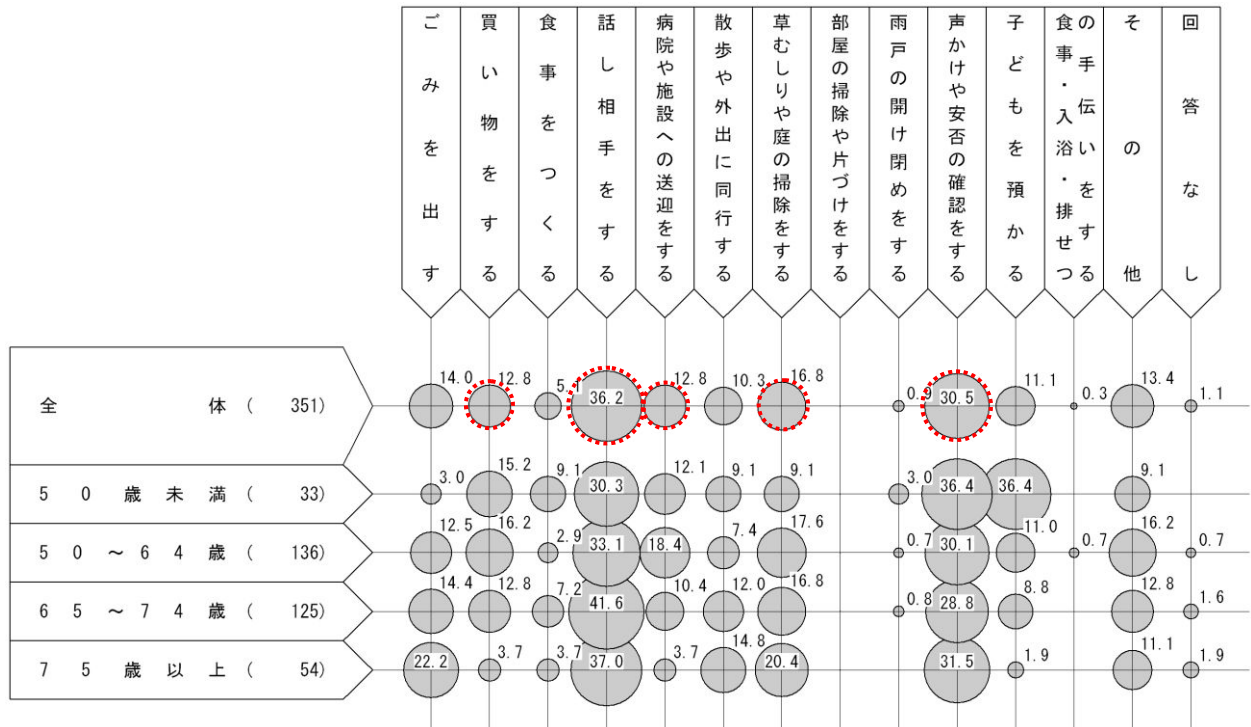


図1-3 回答者の年齢別「お手伝いの内容」



■地域の活動に対して約5割が積極的で約4割が消極的、豊かな地域関係の構築が課題
 ○町内会・区等の活動について、約5割が積極的に参加している一方、約4割が参加に消極的になっています。また、地域の活動に対して、以前より関心を持つようになった方が、関心がなくなった方を上回っています。身体的あるいは時間的な理由で参加できない方は仕方ないものの、今後は無関心層に参加を促し、‘困った時に助け合える’‘日常的にあいさつが行き交う’より豊かな地域関係を構築することが課題です。

図1-4 回答者の年齢別「町内会・区等の活動への参加状況」

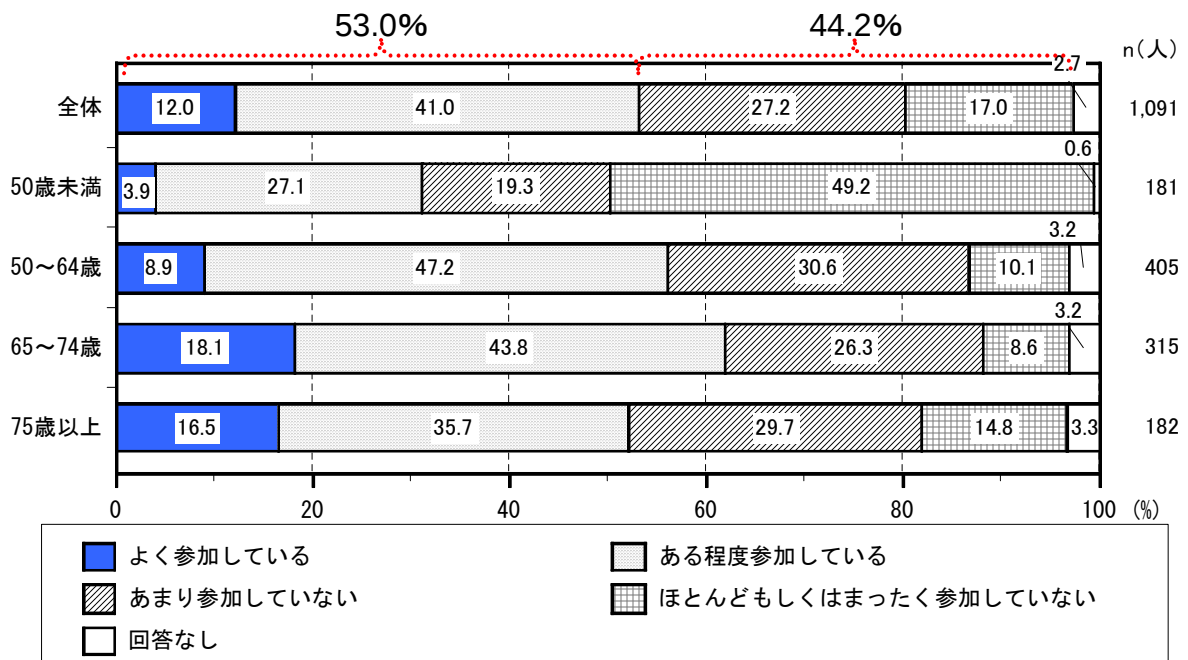
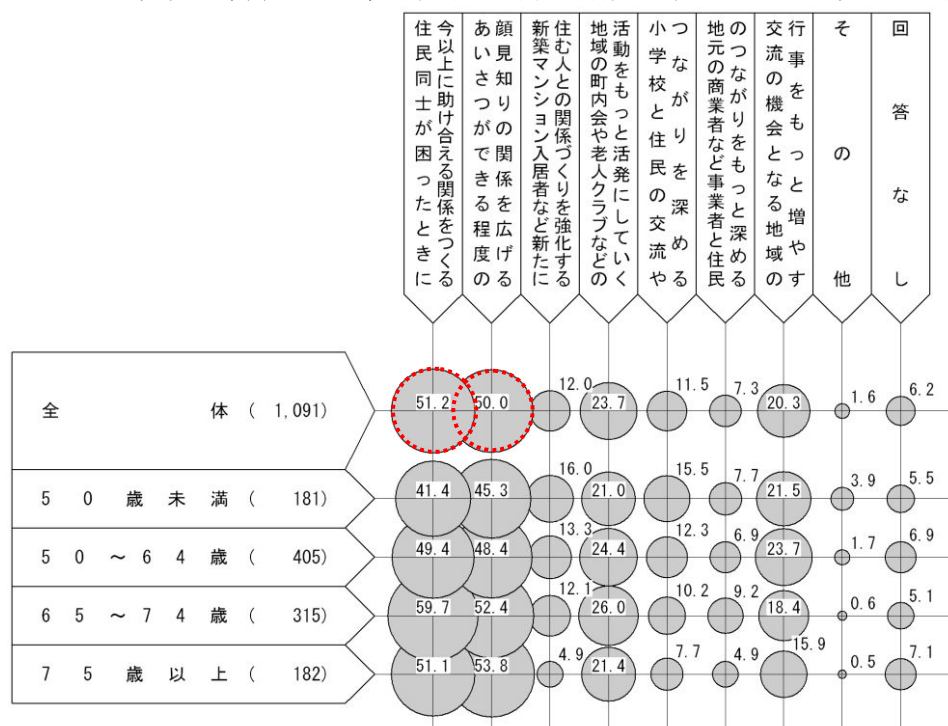


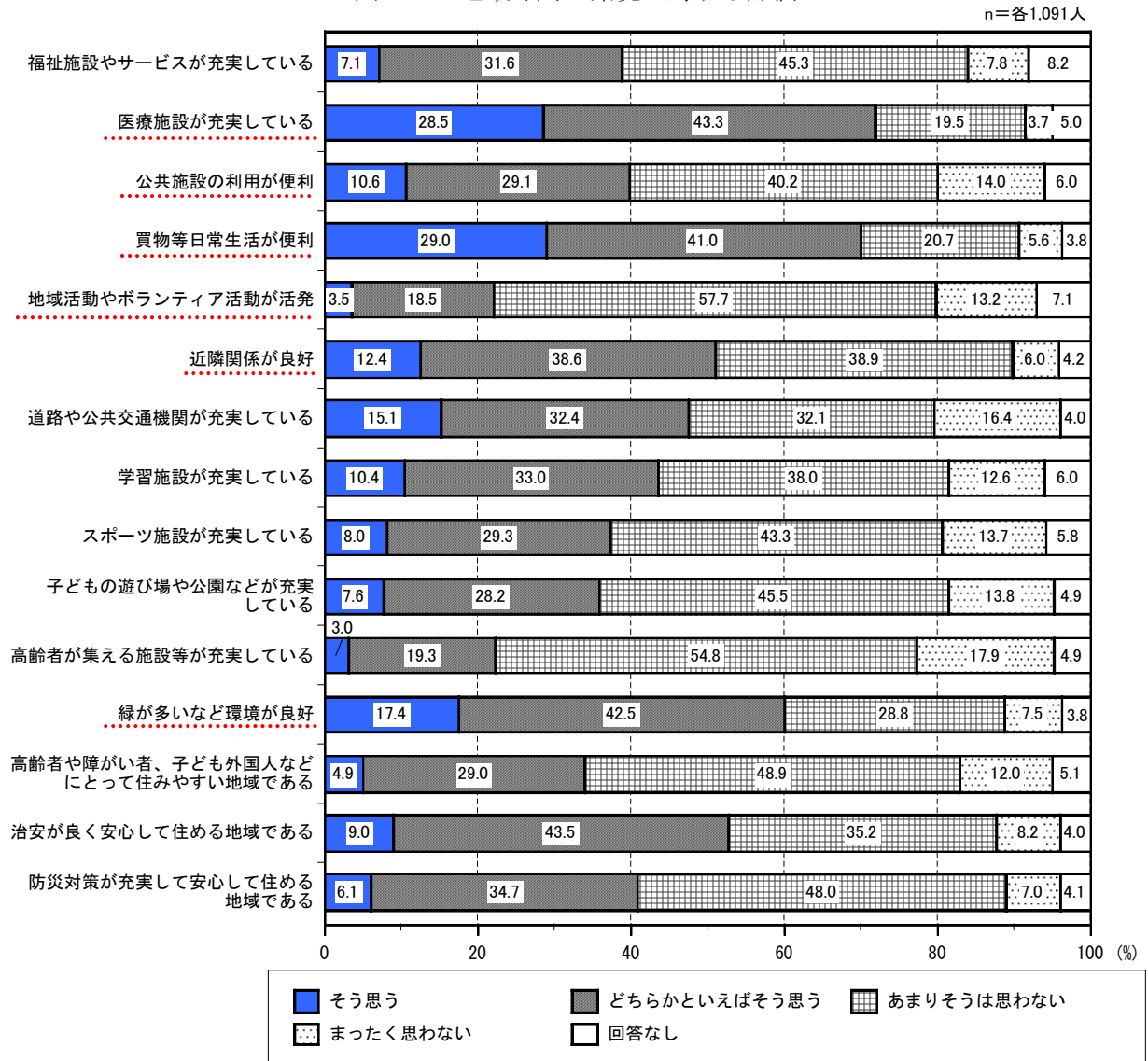
図1-5 回答者の年齢別「地域の行事や活動を活発にするために大切なこと」



■近隣関係は高評価、地域活動やボランティア活動の評価は相対的に低い

○地域や周辺環境に対しては、医療施設の充実や日常生活の利便性、緑が多く豊かな環境があることなどが評価されています。また、近隣関係は肯定的に評価され、かつての農村的で良好な地域関係がみてとれる反面、地域活動やボランティア活動に対する評価が最も低く、今後これらの活動に積極的に取り組むことが求められます。

図1-6 地域や周辺環境に対する評価



【団体ヒアリングより】

- 自治会長など地域に携わった経験がある方は地域の出来事について関心を持っている。
- 全体的に共働きの世帯が増えているため、地域の担い手となる人材が確保しづらい。
- 古くからあまり人の出入りが多くない集落・区では、近所づきあいも比較的良好に保たれており、気軽に話し合える環境が整っている。
- 比較的新しい戸建て住宅地は、今は多くの子どもで活気づいているが、子どもたちが大きくなり巣立ってしまうと、地域の高齢化が急速に進み深刻になる。
- マンション等の集合住宅が多い地区では、周辺とのコミュニケーションが図れていないため、どういう方が住んでいるかもわからない。
- 集合住宅が集積している地域では、居住者の高齢化に加えて外国人居住者との共生など課題が多い。

【地区懇談会より】

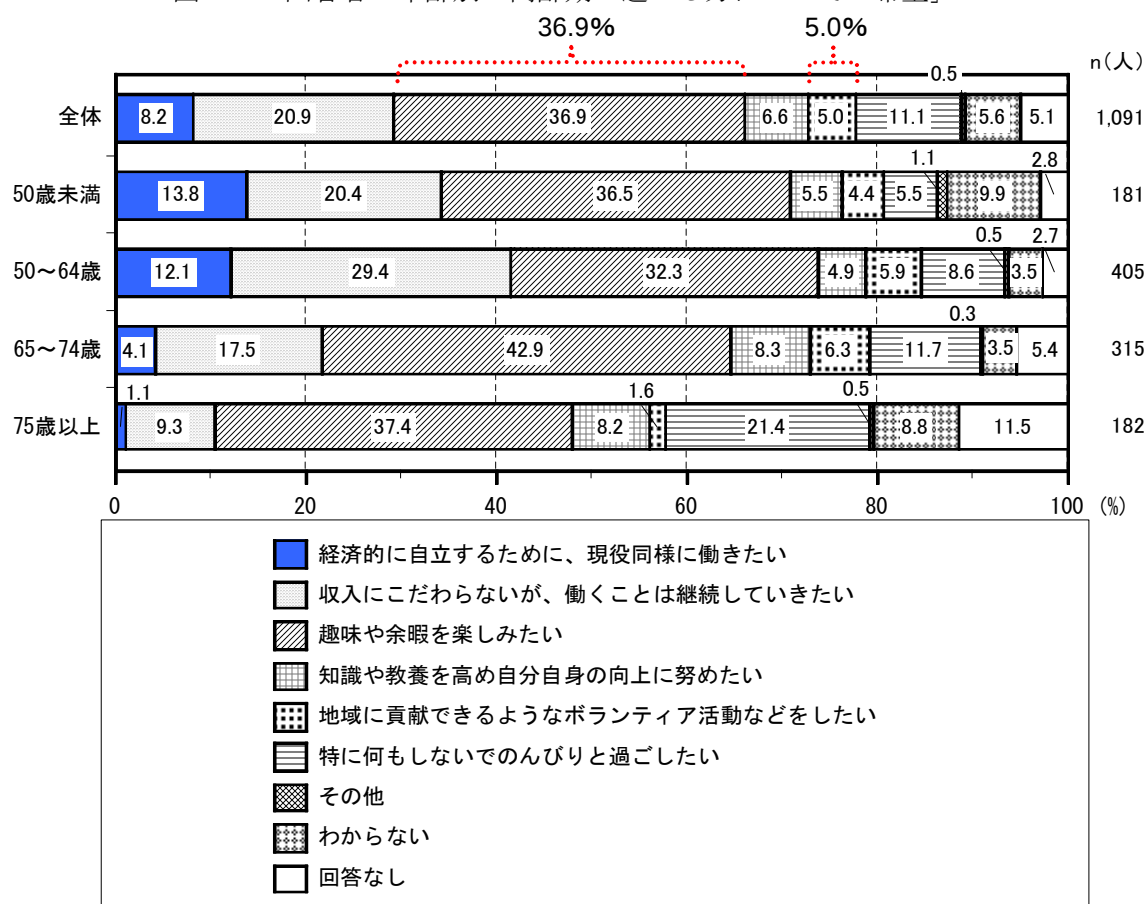
現状（地域での困りごと、困っているという人の声）	地域福祉活動の取り組み状況 （こんな活動をしている、こんな活動をしたい）
○ 日常生活のうえで決められたルールを守らない人がいて困っている。 ○ 全ての人が対象とうたいながら町内会に入らない世帯が増えつつある。 ○ 町内会で行っている年2回の大掃除に出ずに朝から家族全員でどこかに行ってしまう家庭がある。 ○ 地域のコミュニティ事業を担当する役員が1年ごとに総入れ替えになるため、継続していくことが難しい。	□ 三世代交流のグランドゴルフ大会、盆踊り大会、区民運動会、もちつき大会等を行っている。 □ 町内会と障がい者の施設が協働して夏まつりを行っている。 □ スポーツデー推進委員会が小学校区でスポーツ事業を行っている。

1-2 地域福祉に対する考え方について

■高齢期にボランティア活動を志向する人材の活用、地域福祉活動への転換が課題

○高齢期の過ごし方として、趣味や余暇を楽しみたいという回答が最も多い一方、地域に貢献できるようなボランティア活動などをしたいという回答は 5.0%にとどまっています。しかし、回答割合から絶対数を推計すると、潜在的な担い手となることが期待できる方が相当いることになります。また、趣味や余暇を楽しみたいと回答した方が、講座等の生涯学習活動を契機に、自己実現の方法として地域福祉活動に取り組めるような環境整備が必要です。

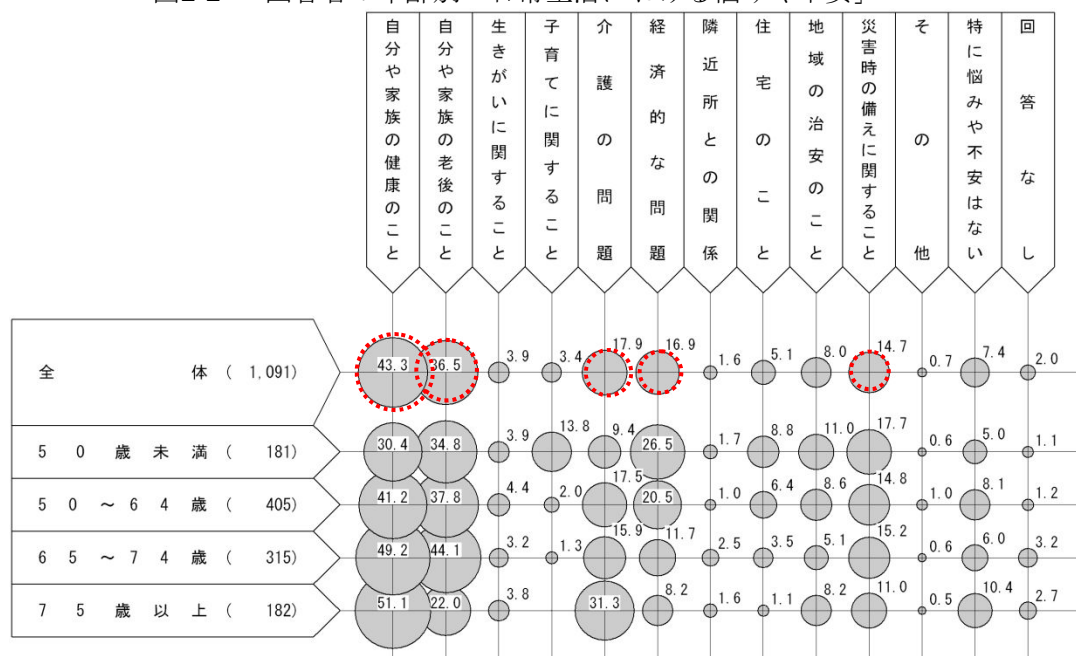
図2-1 回答者の年齢別「高齢期の過ごし方についての希望」



■将来に向け様々な面で不安を抱えているが、地域で解決が望める悩みや不安もある

○回答者及び家族が抱える悩みや不安については、健康や老後、経済的な問題など個人的なものが中心でしたが、介護の問題や災害時の備えなど、地域で取り組むことで悩みや不安が軽減できそうな問題もみられました。また、若い世代では、子育てに関することも悩みや不安として回答されており、地域で子どもを育てるといった活動も望まれます。

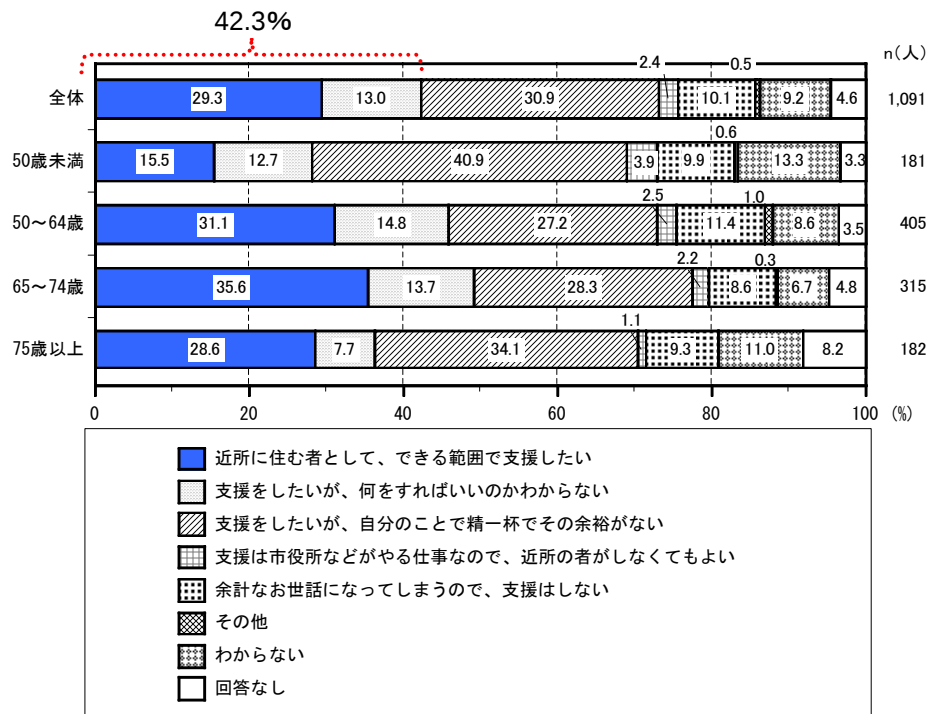
図2-2 回答者の年齢別「日常生活における悩みや不安」



■支えあい・助け合いの活動に4割が積極的、一歩踏み込んだ活動に期待

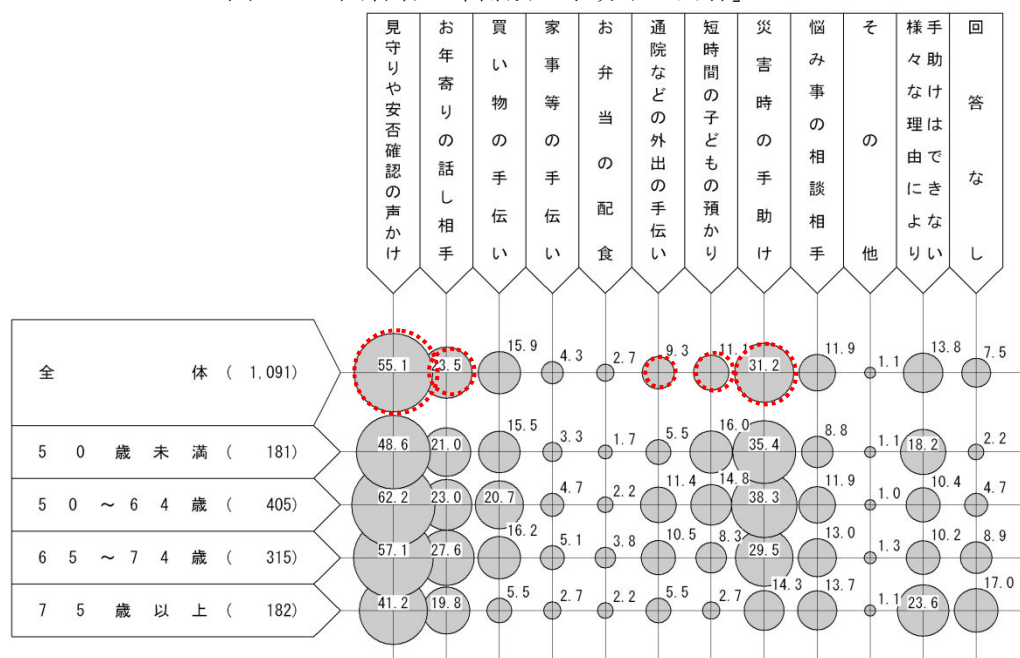
○支援を必要としている方に対して、約3割が支援したいという意思を示していますが、支援をしたいが何をすればいいのかわからないとする回答が1割強ありました。この約4割の方に対して、地域で支援を必要としている方の状況やどのような活動が求められているかという情報を提供することが重要です。

図2-3 回答者の年齢別「支援を必要としている方に対する考え方」



○支援の内容として、見守りや安否確認の声かけ、災害時の手助け、お年寄りの話し相手などの取り組みが多くなっていますが、1割前後の方が買い物の手伝いや子どもの預かり、外出支援などもできると回答しています。この1割前後の方が、通常の近所づきあいより一歩踏み込んだ支えあい・助け合いを実践されることが期待できます。

図2-4 回答者の年齢別「手助けの内容」



【団体ヒアリングより】

- 社協が主催している「ふれあいサロン」（65歳以上のひとり暮らし高齢者向けの昼食会）は、市内6地区で2カ月に1回程度開催されている。
- 支えあいのまちづくり事業として、「ふれあいいきいきサロン」は、4団体に20,000円の助成金を出している。
- 地域福祉という言葉には、福祉という一般的に難しいというイメージがあるのではないか。
- 民生児童委員としては、ひとり暮らしである異性のお宅の中までは入りづらい。そのため、電球の交換などの身近な手助けをしてあげたくてもできない。
- 老人クラブなどが民生児童委員をサポートすることは考えられる。老人クラブが身近な生活支援を行うことで、地域のコミュニティの醸成にもつながる。
- ひとり暮らしの男性高齢者にとって、食事をつくるのが最も大変なことであり、市で行っている配食サービスを拡充するなり、すき間を埋める必要がある。
- 介護保険外のサービスになることもあるが、外出の付き添いを希望する方が増えている。

【地区懇談会より】

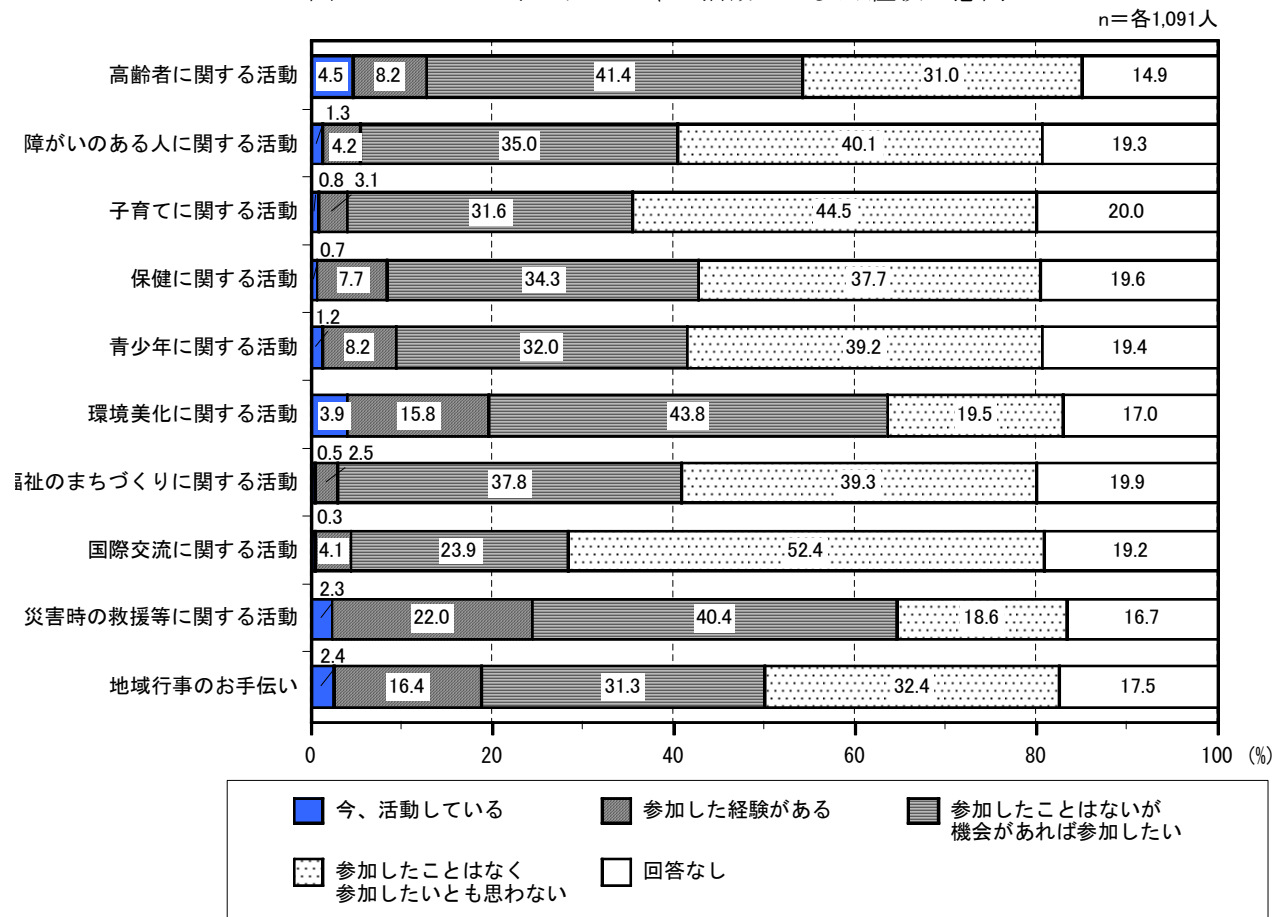
現状（地域での困りごと、困っているという人の声）	地域福祉活動の取り組み状況 （こんな活動をしている、こんな活動をしたい）
○ 子ども会のリーダー（大人、子どもともに）がいない。 ○ 近所の子どもの泣き声がほとんど毎日し、母親が大きな声で叱っている声がよく聞かれる。	☐ 青少年育成会、老人会等が登校の声かけ、交通安全など取り組んでいる[市内ほぼ全域で]。 ☐ ご近所のお年寄りが子育て中の母親に声をかけることをするようにしている。 ☐ 若い母親に対して子育てに関する援助を行うべきである。
○ 高齢者、障がい者の名簿（リスト）をつくることはプライバシーを考えると作成しにくい。 ○ 地域における障がい者の実態がわからない。 ○ ふれあいサロンに行きたいが、歩きにくいので迎えがほしい。 ○ ふれあいサロンのボランティア団体が高齢化している。 ○ 障がい者、ひとり暮らしの人のごみ出し、話し相手がほしい。 ○ 運動する場所がなく、人の集まりがないので屋外へ出ない。 ○ 近所の方でやってあげられるといいと思うが、どこまで入り込んでいいか難しい。 ○ 健康体操への参加を誘っても出てこない。どうしたら参加してもらえるか。 ○ 定年になったが何もすることがない。	☐ 災害発生時の安否確認（希望者のみ）、防災対策、訓練を行っている。 ☐ ひとり暮らしの人に電話や訪問が多く、玄関に男物の靴を置いたりしている。 ☐ 地域がかなり高齢化しているため、買い物、ごみ出しなど、近隣の人たちで助け合ってはどうか。 ☐ 困った時はお互い様の気持ちで、同じものを食べている仲間同士で家事援助の活動をしている。 ☐ 資源ゴミの回収の際、高齢者世帯にはシルバー人材センターから回収スタッフを派遣してもらい、料金を町内会で負担している。 ☐ 地域の老人クラブを通してグランドゴルフを楽しんでいる。安否確認や情報収集にも役立っている。 ☐ 高齢者が子どもに教えることで、楽しみになるし、元気になれる。 ☐ お祭りの保存会員が、笛・太鼓の練習をして、祭りで発表している。

1-3 NPOやボランティア活動について

■活動への参加経験は少ないものの、条件整備により参加の拡大は期待できる

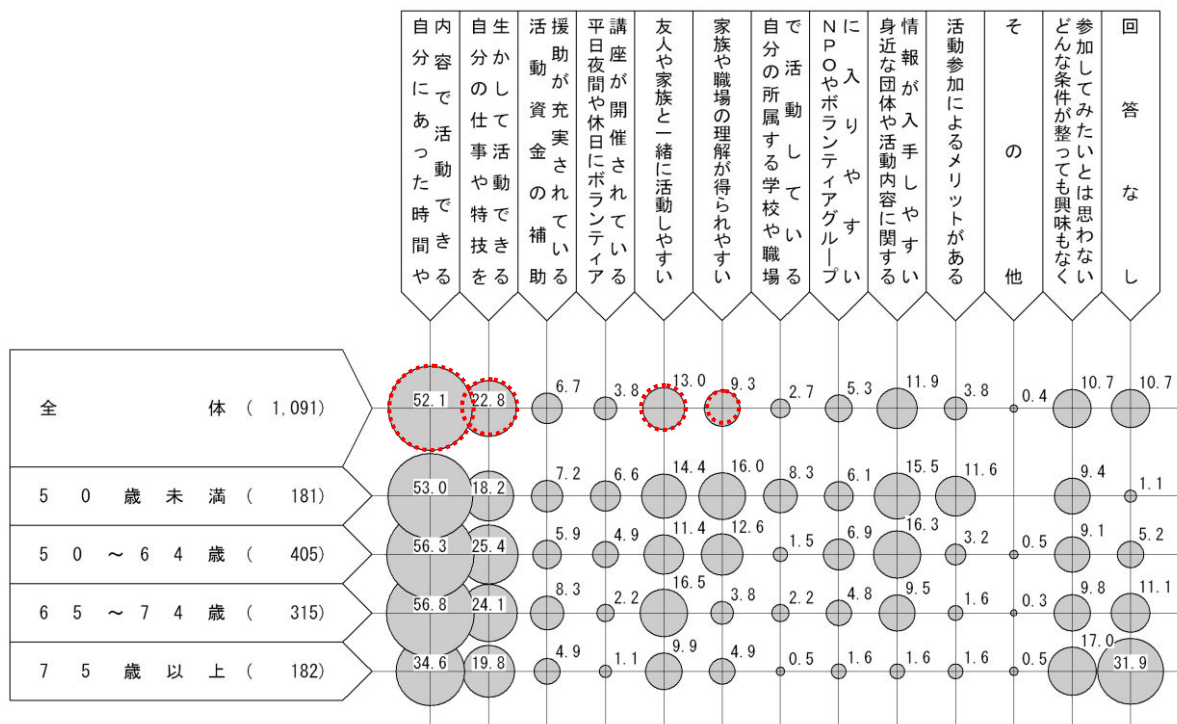
○NPOやボランティア活動に対して、現在活動していたりこれまで参加経験があったりする方は、災害の救援や地域行事、環境美化の活動で2割程度いるものの、その他の活動では1割前後にとどまっています。しかし、参加したことはないが機会があれば参加したいとする方が概ね3~4割いることから、参加機会を提供することにより、活動の広がりや発展が期待できます。

図3-1 NPOやボランティア活動への参加経験と意向



○NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件として、自分にあった時間や内容で活動できること、自分の仕事や特技を生かして活動できることなどが多くっており、無理なく経験や能力を生かして活動ができる環境整備が求められます。また、家族や職場の理解が得られるような雰囲気や醸成することや参加につながる情報を提供することなども活動を促すために重要な要素であるといえます。

図3-2 回答者の年齢別「NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件」



【団体ヒアリングより】

- 子育て支援や障がい者支援は以前からいくつかの団体が活動しているが、最近では、パトロールや環境に関する団体が増えている。
- 活動の対象者を広げたいのだが、個人情報の壁があるため難しい。
- 閉じこもっている高齢者に働きかけて、サロンに参加していただきたいと考えているが、ひとり暮らし高齢者の情報が得づらい状況にある。
- 活動のなかでは、移動の際に自家用車に同乗させているが、移動支援を切り分けて行わないと、事故が起きた時などに心配である。

【地区懇談会より】

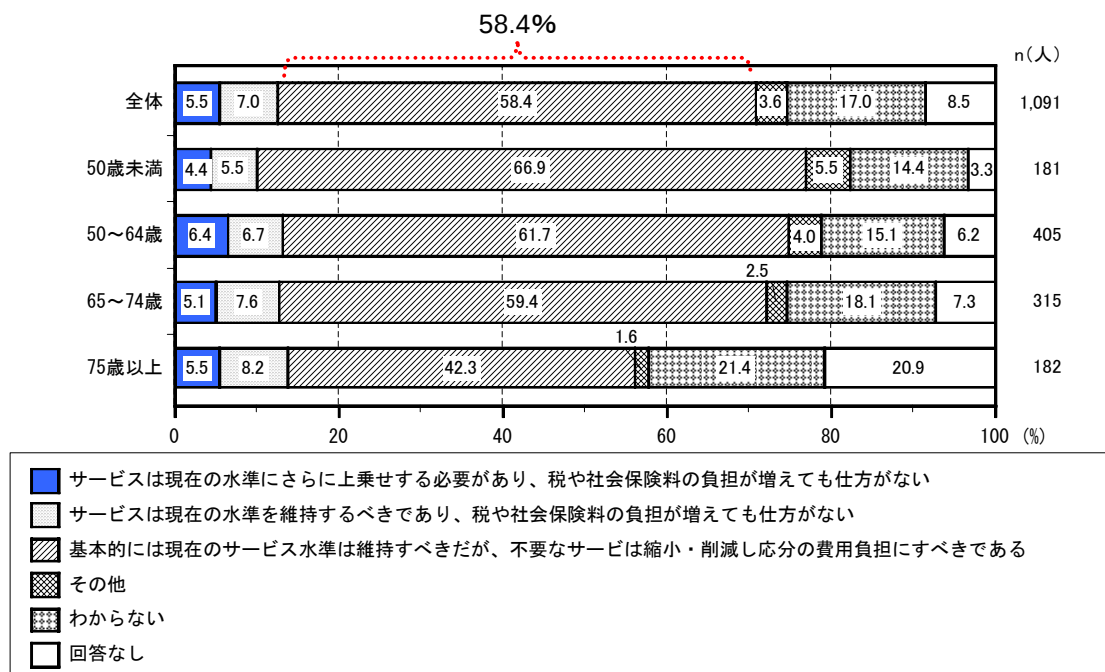
現状（地域での困りごと、困っているという人の声）	地域福祉活動の取り組み状況 （こんな活動をしている、こんな活動をしたい）
○ 地域によって（小学校区ごと）保護者が読み聞かせボランティア団体に入ってくれやすいところと全然ダメなところの格差が激しい。 ○ 子どもの見守り活動をしていただいている方が高齢化し、危険を伴う場合がある。	□ 豊明市文化協会が毎年みどりの文化祭で子どもを対象とした体験教室を行っている。 □ 高齢になった時、ちょっとした困りごとを気軽にお願いできるグループが地域にあるとうれしい。 □ 竹林、樹木等の手入れが現状ではできていないので、この様な取り組みを行う組織をつくり高齢者の元気な方々にお願い（募集）してはどうか。

1-4 行政における福祉サービスについて

■サービス水準の維持が前提、安心して暮らし続けられる地域福祉のしくみが必要

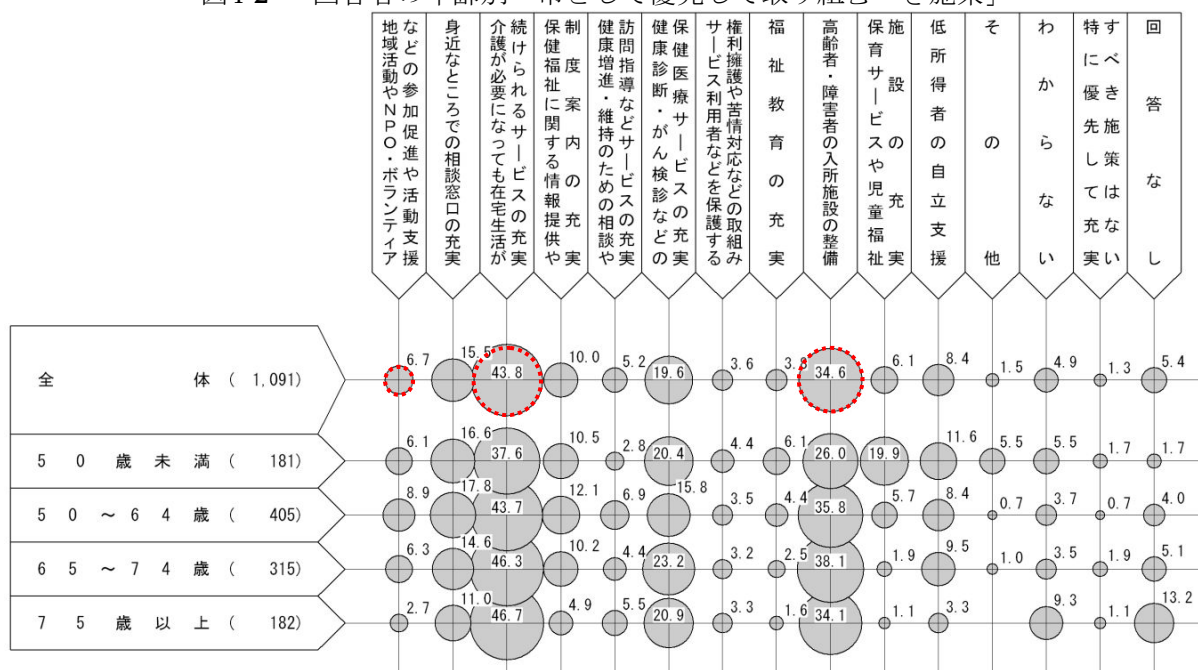
○行政が提供している福祉サービスについては、約6割がサービスの水準を維持しつつ、不要なサービスは縮小・削減することを希望しており、現状の福祉サービスを精査し、サービスのすき間となる困りごとや課題は、地域福祉活動によるフォローが望まれます。

図4-1 回答者の年齢別「福祉サービスの水準と費用負担との関係」



○市として優先して取り組むべき施策としては、約4割が在宅生活を続けられるサービスの充実、約35%が高齢者・障がい者の入所施設の整備となっており、ほぼ拮抗しています。誰もが安心して暮らし続けられる地域社会をつくることをめざし、市として各種福祉サービスを提供する一方、地域活動やNPO・ボランティア活動への参加促進や活動支援をはじめとする地域福祉活動を支えるしくみを構築していくことが課題となっています。

図4-2 回答者の年齢別「市として優先して取り組むべき施策」



【団体ヒアリングより】

- 活動資金について、ボランティアセンターなどから情報発信がある。ボランティアセンターが設立されてからは、情報提供が良くなった。
- ボランティアセンターは、登録している団体や市内の福祉関連施設の関係者と懇談会や意見交換を行い、情報を把握することが求められる。

2 豊明市における地域福祉の課題

本市における地域福祉の課題は、以下の7項目に整理することができます。

(1) 地域における相互理解と日常的なコミュニケーション

生活様式や価値観が多様化し、外国人の居住者も増えるなか、地域における暮らしのルールやマナーを再確認することが求められます。

また、あいさつやちょっとした助け合いなど、地域における日常的なコミュニケーションを活発にすることが課題となっています。

(2) 高齢者や障がい者が暮らし続けられる環境づくり

ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など誰もが参加できるような、地域の居場所や機会の提供が望まれます。

また、高齢者等が日頃の生活のなかで抱えている、ちょっとした困りごとを解決するための活動グループやしくみを構築することなどにより、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を形成することが課題となっています。

(3) 地域で子育て家庭を支えるしくみづくり

厳しい子育て・子育て環境のなか、母親への声がけや子ども会の活動支援など子育てを見守る地域の取り組みが期待されます。

(4) 小地域単位での支えあい・助け合いの継続

誰もが楽しく安心して暮らし続けられる地域づくりのためには小地域単位での地域福祉活動の継続が不可欠となっています。

(5) 地域福祉への関心の醸成と活動に向けた情報提供

市民に対し、地域福祉に対する問題意識を喚起するとともに、生涯学習講座などを契機に人材の養成や困っている人と地域福祉活動の担い手とをつなぐ情報提供が求められます。

(6) 地域福祉を担う団体に対する活動支援と組織間の連携

地域組織及びNPO・ボランティア団体などに対して、経済的な支援や人材の養成、場所及び情報の提供などを行うとともに、団体間の連携を促すことが課題となっています。

(7) 福祉サービスを安心かつ効果的に利用するための環境整備

公的な福祉サービスについて、質や量を充実されるとともに、利用者が安心して有効に利用できるよう配慮することが求められます。

第3章 豊明市がめざす地域福祉

1 地域福祉を進めるために重視すべき視点

本市における地域福祉を推進するためには、以下の3つの視点を重視することが大切です。

視点1：互いの違いや多様な価値観を認めたくえて、ともに暮らすという視点

かつての農村的な地域社会は、農作業など仕事から普段の暮らしに至るまで、多くのことを互いに支えあい、助け合いながら生活を営んできました。しかし、時代の変遷に応じて生活様式や価値観が多様化し、地域社会で生活規範（モラル）が共有されているとは必ずしもいえない状況にあります。また、国際化に伴い外国人が増加しており、今後もその傾向が進むことも予想されます。

このような状況を踏まえ、障がいの有無はもとより、生活様式や価値観、国籍などあらゆる互いの違いを尊重することを前提に、ともに生活を送ることができる成熟した地域社会を築いていくという、ノーマライゼーションの考え方を常に持つことが大切です。

視点2：自らが関心を持ち、積極的に地域福祉の担い手になるという視点

地域のつながりが薄くなったため地域への関心が低下し、関心が低下することによって地域のつながりがより薄くなる。このように、相乗的、らせん的に引き起こされてしまう流れにブレーキをかけ、地域福祉を推進することが求められます。

そのためには、地域福祉の推進を地域組織やNPO・ボランティア団体、行政などに「お任せ」にするのではなく、市民一人ひとりが自発的に関心を持ち、地域福祉活動を担うことが大切です。

視点3：地域組織や各種団体の活動と連携により地域社会を再構築するという視点

本市の地域組織や各種団体は様々な活動を積極的に展開していますが、各々の取り組み内容が重複していたり活動領域にすき間があったりすることも少なくありません。

そこで、地域組織や各種団体などが日頃から積極的に交流を行える環境を整え、るとともに、必要に応じて柔軟に連携・協力し、互いの長所を生かしつつ短所を補い合うことにより、誰もが住みやすい豊かな地域社会をつくり出すことが大切です。

地域福祉を進めるために重視すべき3つの視点を踏まえ、本市がめざす地域福祉の将来像を以下のように掲げます。

みんなで支える 安心・しあわせ社会

～身近なところから無理なく始める福祉のまちづくり～

【みんなで支える】

地域福祉の推進を担うのは、行政や社会福祉協議会、福祉サービス事業者だけではなく「みんな」です。市民一人ひとりが他人任せではなく、『わたくし発』で関心を高め、地域組織やNPO・ボランティア団体、企業などそれぞれの活動を通して地域福祉に取り組むことが不可欠です。

【安心・しあわせ社会】

本計画の上位計画である第4次豊明市総合計画（計画期間：平成18年度～27年度）では、めざすべき地域社会を「協働で創る しあわせ社会」と位置付け、市民と行政が信頼関係を深めながら安全・安心な社会を協働して構築していくことが重要であるとうたっています。

本計画において、地域社会の推進により市民のだれもが安心できるとともに、心からしあわせを実感できる社会の実現をめざします。

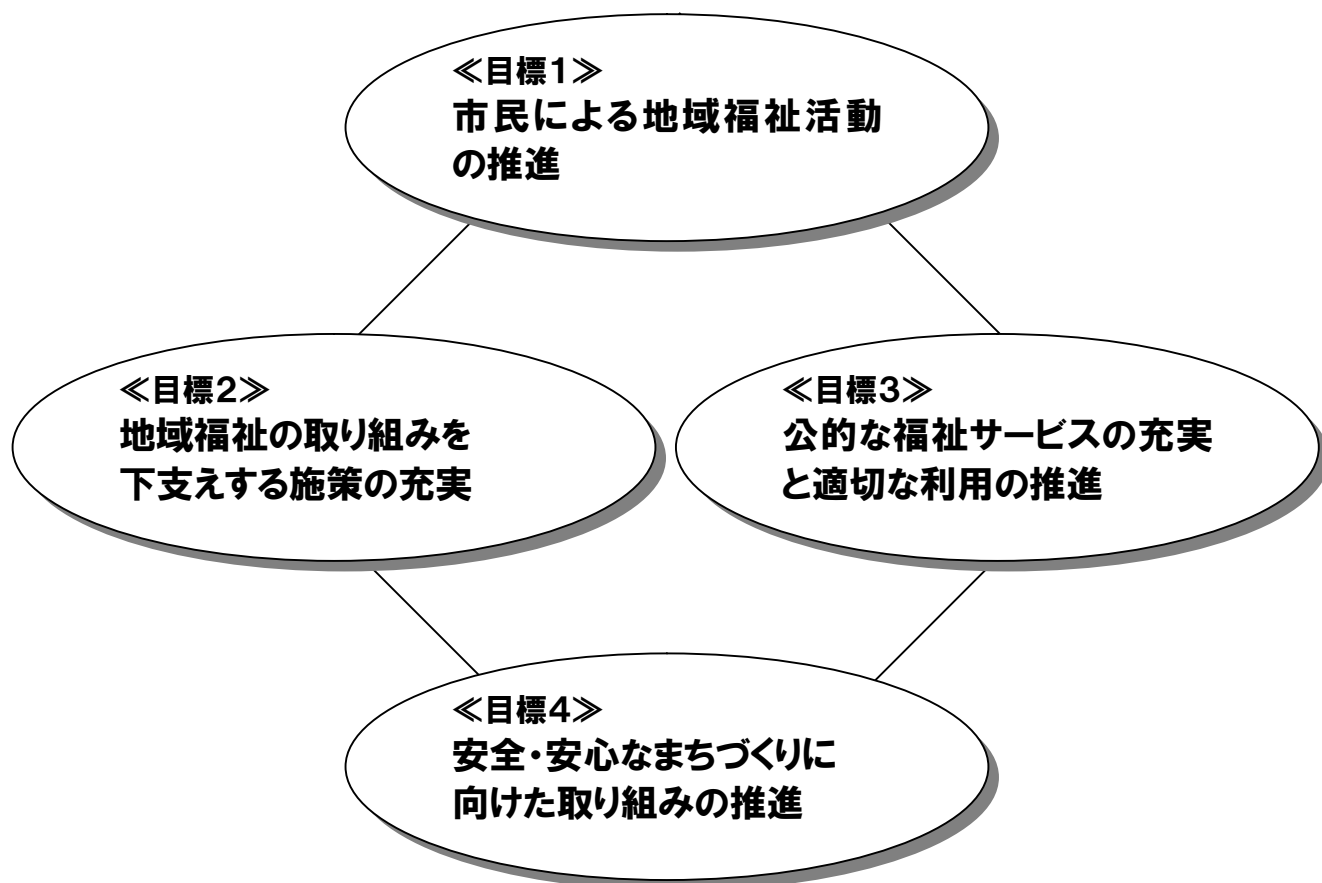
【～身近なところから無理なく始める福祉のまちづくり～】

市民をはじめ、地域組織やNPO・ボランティア団体それぞれが地域福祉活動を始めたり拡大したりするに時に、無理をしてしまうと、ひずみやしわ寄せがどこかにできてしまい、長続きさせることが難しくなります。

地道に一步ずつ前に進み、「**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ」を豊かにするためのまちづくりをともに進めていこうではありませんか。

3 将来像を実現するための目標

本計画でめざす将来像、「みんなで支える 安心・しあわせ社会」の実現に向け、社会福祉法第 107 条で地域福祉計画に盛り込むべき事項としている規定されている、(1) 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項、(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項に加え、厚生労働省通達（平成 19 年 8 月）「地域における要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認方法等に関する事項」を合わせた、4 つを踏まえつつ、以下を目標として掲げます。



目標 1：市民による地域福祉活動の推進

1-1 地域住民同士の交流など地域組織の活性化	① 地域組織への参画意識の高揚
	② 組織の活性化
1-2 身近な支えあい・助け合い活動の実践	① 地域における支えあい・助け合い意識の啓発
	② 支えあい・助け合い活動の推進
	③ 地域で子どもを見守り育てる取り組みの推進
1-3 誰もが集える地域の居場所づくり	① 公共施設等を活用した居場所づくり
	② 世代間交流やふれあいなどの機会の提供
1-4 みんながいいきと働き、役立てるしくみづくり	① 社会参加・生きがいづくり
	② 就労機会の拡充

目標 2：地域福祉の取り組みを下支えする施策の充実

2-1 地域福祉に対する意識の啓発と福祉教育の推進	① 地域福祉意識の啓発 ② 学校における福祉教育の充実 ③ 地域や福祉施設、企業等における地域福祉教育の推進
2-2 当事者団体の育成・活動支援	① 当事者団体等の親睦・交流事業の開催支援と新たな組織化支援 ② 既存の福祉団体の活動や組織運営の支援
2-3 地域福祉に関連する NPO・ボランティア等の育成と活動支援	① ボランティア等の活動参加への動機づけ ② ボランティアの発掘と育成 ③ 地域福祉活動への資金等の支援 ④ 地域福祉の活動拠点の確保支援
2-4 小地域を単位とした地域福祉活動のしくみづくり	① 地区社会福祉協議会の設置に向けた体制整備 ② モデル的な小地域福祉活動の推進
2-5 組織・団体間における連携・協働の促進	① 福祉関連施設・団体同士の連携強化 ② その他の社会資源との連携強化

目標 3：公的な福祉サービスの充実と適切な利用の推進

3-1 福祉サービスに関する情報提供と利用支援	① 福祉サービスに関する情報の収集と発信 ② 福祉サービス等の利用支援
3-2 福祉サービスに対する相談体制の充実	① 相談体制の充実
3-3 公的な福祉サービス量の拡充と質の確保	① 各種福祉サービスの拡充 ② 各種福祉サービスの質の確保
3-4 地域福祉を担う関係機関のネットワーク構築	① 関係機関のネットワーク化 ② 社会福祉協議会の機能強化

目標 4：安全・安心なまちづくりに向けた取り組みの推進

4-1 高齢者や障がい者等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の確保	① 公共施設・民間施設・公共交通機関等のバリアフリー化の推進 ② 住まいのバリアフリー化の推進 ③ 安心・便利な移動・外出支援の充実
4-2 災害時における要援護者の支援体制づくり	① 自主防災体制・活動の充実 ② 防災対策の推進 ③ 災害ボランティアセンター体制の確保 ④ 災害時要援護者登録制度の推進と要援護者の2次避難所の確保
4-3 地域防犯活動・防犯対策の推進	① 自主防犯活動の充実 ② 防犯対策の推進 ③ 消費生活トラブル・被害の防止と対応
4-4 要援護者の安否確認と権利擁護の推進	① ひとり暮らし高齢者等の安否確認 ② 要援護者等の権利擁護・虐待防止の推進

第4章 地域福祉の推進施策

1 市民による地域福祉活動の推進

1-1 地域住民同士の交流など地域組織の活性化

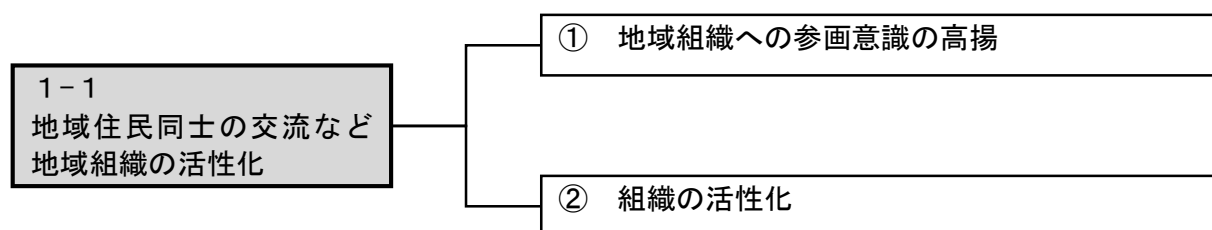
【現状と課題】

- 生活様式や価値観の多様化に伴い、地域住民の一部は町内会や区など地域組織への参画意識が低くなっています。平成20年度に実施した「豊明市の地域福祉に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）においても、町内会・区等への参加状況について、約3分の1が「あまり参加していない」「ほとんどもしくはまったく参加していない」と回答しています。このような状況を踏まえ、市民の地域に対する関心をいかに高めるかが課題となっています。
- 一部の地域組織では、持ち回り制での役員選定などによる活動のマンネリ化がみられます。地域組織が活発に取り組むを行うために、場所や資金の支援を行うとともに、活動をけん引する人材の育成が求められます。また、これまでの地域組織のあり方や運営方法を柔軟に見直すことが課題となっています。

【施策方針】

- 地域組織への関心や参画意識を高めるため、地域の課題や活動情報を発信するとともに、地域活動への積極的な参画を促します。また、近年増加しつつある外国人に対して、外国語による情報提供や日本語教室などを行い、地域組織への理解と協力を促します。
- 地域における集会所等の施設整備や組織の運営・活動にかかる費用について、地域組織の活動状況に応じた支援を行うとともに、コミュニティリーダーの育成を行います。

【施策体系】



【単位施策】

① 地域組織への参画意識の高揚

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
コミュニティ意識高揚の支援				
市民の自治意識を盛り上げるため、モデル地区を設定して、町内会への加入促進や地域課題への対応について話し合う場の提供などに取り組んでいます。	一律な支援を改め、積極的にコミュニティ活動に取り組む区・町内会に対する支援のあり方について検討します。	検討 実施	継続	市民 行政（市民協働課）

「まちの情報瓦版」の発行（コミュニティ情報の提供）				
地域組織が地域の魅力（自然、歴史、人材など）や課題を積極的に情報発信する活動を支援しています。	紙媒体による広報紙やチラシの編集・発行に加えて、区・町内会のホームページの立ち上げを促し、継続的な情報発信を支援します。	継続	継続	市民行政（市民協働課）
外国人に対するコミュニティ情報の提供				
市内の外国人に対して、地域におけるルールやマナーを含むコミュニティ情報や全般的な生活情報を発信する取り組みです。	外国人の市民についても、地域社会を構成する一員であることを広く理解していただくために、情報提供の発信を推進します。	継続	継続	市民行政（市民協働課）

② 組織の活性化

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
施設整備の支援				
集会所等の新築、増築、改修などに要する経費に対して、それぞれの規定に沿って補助を行っています。	集会所等はコミュニティ活動の拠点として重要な役割を果たすため、補助を継続します。	継続	継続	市民行政（市民協働課）
運営・活動費支援の見直し				
区・町内会が実施する様々な事業経費の一部を補助することにより、区・町内会活動の活性化を図っています。	地域に支出されている補助金等の統合等により、地域の実情に合わせ、柔軟に各事業への配分や使途が決定できるよう、新たな助成金制度の導入を検討します。	検討実施	継続	市民行政（市民協働課）
地域組織におけるリーダーの育成				
活動のヒントを得られるような研修会の開催や、活動内容の見直し及び新たな活動の展開に向けた相談などを通して、地域活動の担い手となる人材を育成する事業です。	他の地域コミュニティ等での先進的な活動事例などの紹介や地域活動のあり方や取り組み内容を見直すための話し合いの運営方法などを研修するプログラムを充実します。	継続	継続	市民行政（市民協働課）
行政上の位置づけの明確化				
行政区の主体性を重視しつつ、各地域の取り組みや課題、コミュニティのあり方について区長等と意見交換を行うことです。	各地域の活性化と自治力の高まりに応じて、各地域に責任や役割と権限を分担し、地域において自己決定できるしくみを構築します。	検討実施	継続	市民行政（市民協働課）

1-2 身近な支えあい・助け合い活動の実践

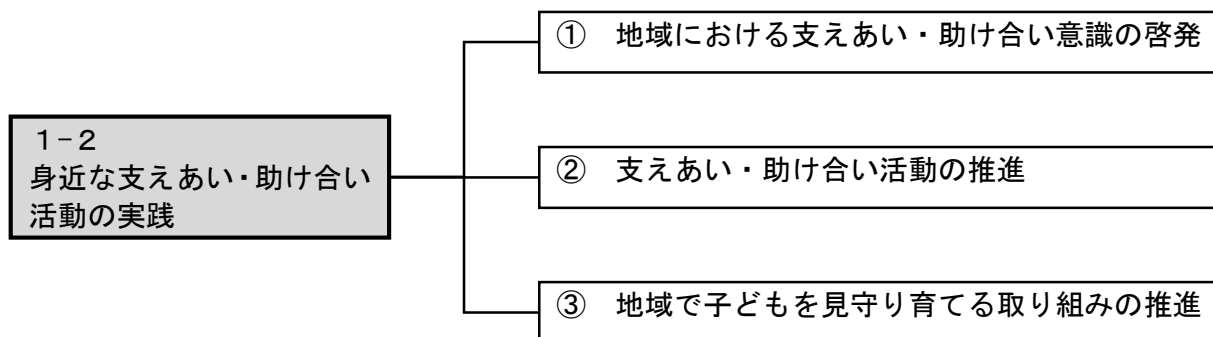
【現状と課題】

- 昨今、町内はもとより‘向こう三軒両どなり’においても近所付き合いがあまり密接でない状況にあり、市民意識調査でも半数以上が「あいさつする程度の付き合い」となっています。
- 市民意識調査では、全体の3割が近所の人に対するお手伝いの経験があるものの、多くの地域では、高齢者や障がい者のちょっとしたお困りごとに対する支えあい・助け合いの活動が不十分な側面があります。
- コミュニティの希薄化や核家族化が進んだことなどにより、子育て環境は非常に厳しい状況にあり、子育て家庭の孤立化・孤独化が進んでいます。

【施策方針】

- 地域における支えあい・助け合いの取り組みを推進するうえで基盤となる地域のつながりを再構築するため、あいさつ・声かけ運動などの取り組みを積極的に行うとともに、地域組織への加入を促します。また、地域組織間で情報や意見を交換する機会を設けるなどして、地域福祉活動に向けた意識啓発を展開します。
- 地域組織などを中心に、地域住民が身近な範囲でできることから取り組む支えあい・助け合いの活動を支援するとともに、活動の担い手となる人材の育成を行います。
- 見守り活動や小地域で子育てに関する相談・仲間づくり活動及びファミリーサポートセンター等市民参加型の子育て支援活動を支援するとともに、子どもを地域で見守り育てる地域社会をめざします。

【施策体系】



【単位施策】

① 地域における支えあい・助け合い意識の啓発

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
あいさつ・声かけ運動の推進				
子どもから高齢者まで、地域住民が互いにあいさつや声かけを通して、顔見知りの関係になり、困った時に助け合える地域社会づくりの基礎とする取り組みです。	各地域で行われている同種の取り組みを拡大し、全市的な活動に展開します。	拡大	継続	市民 行政（市民協働課・学校教育課） 社協

地域組織への加入促進				
転入世帯や地域組織に未加入の世帯に対し、地域組織の役割や活動内容を広報紙やホームページなどでPRし、加入を促す取り組みです。	市内の地域組織に共通した役割や活動を整理するとともに、各地域の特徴ある取り組みについて情報を収集し、PRを進めます。	拡大	継続	市民行政（市民協働課）
地域組織間における情報交換の充実				
地域組織が一堂に会し、それぞれで取り組んでいる地域福祉の活動について報告し合い、情報交換をすることで、より一層の活性化を促すために行う事業です。	現在行っている区長会などの機会を活用して報告会を始めるとともに、徐々に規模を拡大します。	検討実施	拡大継続	市民行政（市民協働課・社会福祉課） 社協
地域福祉活動に向けた意識啓発				
小地域における支えあい・助け合いの活動を推進するため、活動を応援する社会福祉協議会の諸制度を説明するとともに、活動の立ち上げを支援する取り組みです。	地域組織と調整を図り、小地域単位での説明と活動の立ち上げに向けた話し合いの機会を提供します。	拡大	継続	市民社協

② 支えあい・助け合い活動の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
お困りごととお助け活動の支援				
共助の精神に基づき、地域住民のちょっとした困りごとを解消するために、元気な高齢者などが支援するグループの設立及び活動を支援する事業で、本市では実施に至っていません。	必要性は感じられるものの、推進しづらい取り組みであるため、意識啓発を継続するとともにモデル的な取り組みを積極的に支援します。	検討実施	拡大継続	市民行政（社会福祉課） 社協
「みまもり・支縁・めえる」の実施				
安否確認の一つの方法として、携帯電話のメール機能を活用し、地域のひとり暮らし高齢者の安否確認及びお困りごとの受け付けを行う取り組みで、本市では実施に至っていません。	携帯電話の普及に伴い、実現が可能になってきたため、意欲のある地域組織をモデル的に指定し、取り組みを支援します。	検討実施	継続	市民行政（高齢者福祉課）
給食・配食サービスの拡大				
食生活が乱れがちなひとり暮らしの高齢者に対して食事を提供する事業です。現在、給食はふれあいサロン等で、配食は高齢者福祉課の事業としてそれぞれサービスを提供しています。	ふれあいサロン等の取り組みを支援するなど給食サービスの拠点が広がるよう、取り組みを支援するとともに、配食サービスを実施する活動団体に対して事業の拡大を支援します。	検討実施	継続	市民行政（高齢者福祉課） 社協
移送・買い物サービス活動の支援				
高齢者や障がいのある人などが通院や買い物などを行うために自由に外出ができるよう、有償で移送サービスを行うほか、外出が困難な人のために、買い物を代行するなどの活動を支援する事業です。	路線バスやひまわりバスなどの公共交通機関を補完する移動手段として位置づけ、利用料の一部負担などの支援を検討します。	検討実施	継続	市民行政（社会福祉課） 社協

担い手となる人材の養成				
地域福祉活動の担い手となる人材を養成するため、団塊の世代を中心とした時間に余裕のある方々を対象とした講座を開講し、担い手を養成する事業ですが、本市では実施に至っていません。	団塊の世代を始めとしたリタイアメント層の地域福祉活動のきっかけを提供するための新たな講座（仮称：定年後のいきいきライフ講座）など、時代の変化や地域ニーズに対応した新たな講座の企画・運営を検討します。（4-2 と関連）	検討 実施	継続	市民 行政（市民協働課・生涯学習課）

③ 地域で子どもを見守り育てる取り組みの推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
地域の子どもの見守り活動の推進				
自主防犯ボランティア団体やスクールガードが、子どもの登下校の様子、不審者の情報の収集と発信などを行い、子どもの安全確保のために活動しています。	パトロールの備品購入費用の補助など活動支援を通して、地域全体で子どもたちの安全を見守り、子どもの成長を応援する地域づくりを支援します。	継続	継続	市民 行政（総務防災課・学校教育課） 社協 企業
危険情報の集約・発信				
「豊明市地域安心安全情報共有システム」を活用し、防犯等の情報を配信しています。	今後も市内の防犯情報や不審者情報を市民に伝えます。	継続	継続	市民 行政（学校教育課・情報システム課）
次世代のボランティア人材の育成				
児童館の手伝いを通して、ボランティア精神を育てるとともに、次世代のボランティア人材を育成しています。	次世代のボランティア活動の担い手に児童館の全体行事への参加を促す。	継続	継続	市民 行政（児童福祉課・学校教育課）
文科系ジュニアクラブ活動の推進				
土曜日・日曜日に部活がないため、学校施設を利用して文科系の子ども向け活動を実施しています。地域・保護者の理解と協力のもと、本市に確実に定着し、成果も大いに得られてきました。	休日の活動支援として本クラブ7年間の実績を踏まえ、さらに継続・発展させていきます。	継続	継続	市民 行政（生涯学習課）
地域型総合スポーツクラブの充実				
土曜日・日曜日の部活動をクラブ化し、学校施設を利用して小学校4年生～6年生及び中学生までの児童・生徒のためのスポーツ活動を実施しています。	休日の活動支援として継続します。	継続	継続	市民 行政（生涯学習課）

1-3 誰もが集える地域の居場所づくり

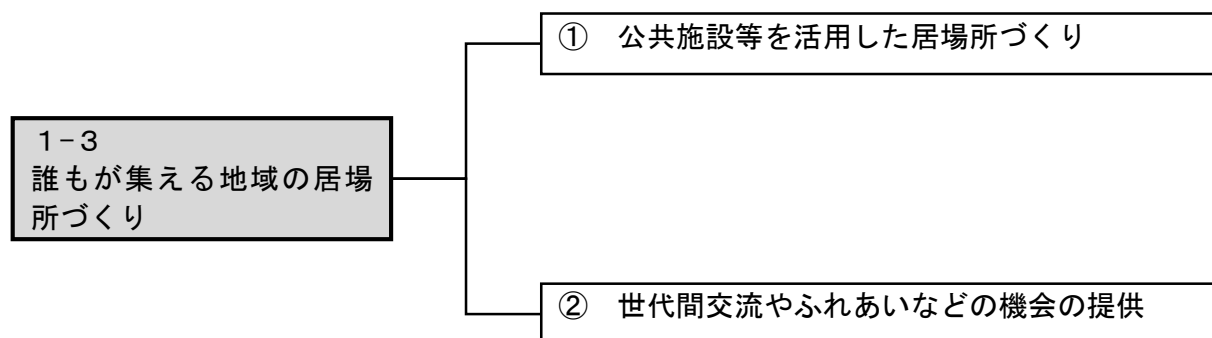
【現状と課題】

- 都市化が進み、近所付き合いが少なくなるなかで、地域住民が互いに交流するための居場所が少なくなりつつあります。
- 地域老人クラブや子ども会組織の一部沈滞化や行事・イベントの減少に伴い、地域における世代間交流の機会が減少傾向にあります。また、障がいのある方や外国人が地域で暮らし続けられるよう理解を促進することが望まれます。

【施策方針】

- 既存の集会所や老人憩いの家、児童館などの充実を図るとともに、各種団体がそれらを活用して行っているサロン等の活動を支援します。また、公共施設などを活用して、地域住民の誰もが気軽に集まり、交流できる「みんなの集い場」づくりを支援します。
- 地域における世代間交流を充実されるため、行事・イベント時などに工夫して子どもから高齢者までが楽しめる場づくりを進めます。また、障がいのある方やその保護者同士が交流する機会を充実させる一方、多文化共生に向けた地域住民間の交流に対して支援を行います。

【施策体系】



【単位施策】

① 公共施設等を活用した居場所づくり

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
老人憩いの家の整備・充実				
高齢者の地域活動拠点の場所として区単位で設置しており、管理運営は、地域老人クラブ及び区に委託しています。老朽化に伴い建物の改修が必要になっている施設もあります。	バリアフリー化を進め、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。	継続	継続	市民行政（高齢者福祉課）
地域活動支援センターの設置・充実				
現在、障がい者の居場所として地域活動支援センターが市内に1箇所あります。また、精神障がい者が利用できる地域活動センターは市外の施設を利用しています。	市外の地域活動支援センターが利用できるようにするとともに、市内にもセンターが設置されるよう、社会福祉法人等に働きかけます。	継続 拡大	継続	市民行政（社会福祉課）

地域子育て支援センターにおける機能の充実				
家庭内で孤立しがちな親が気軽に子育てに関する相談や情報を入手できる施設として、市内3箇所(中学校区に1つ)に子育て支援センターを開設しています。	子育て支援の拠点としてそれぞれの居場所、相談等の機能を強化するとともに、世代間交流の機会について拡大を検討します。	継続 拡大	継続	市民 行政 (児童福祉課)
児童館における機能の充実				
豊明市の児童館は、市内小学校区に設置され8館と小学校の空き教室を利用した2つの分室があり、各児童館において時代の流れに合わせ子育て支援や児童健全育成を目的に様々な行事や活動を行っています。	児童館での遊びを通して体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかな子どもに育てます。また、母親クラブ活動の育成など地域に根ざした取り組みを推進します。	継続	継続	市民 行政 (児童福祉課)
「みんなの集い場」づくりの支援				
公民館や集会所などを誰もが気軽に立ち寄れる「みんなの集い場」として開設し、お茶を飲んだり学習したりという場づくりを支援する事業です。	地域組織やNPO・ボランティア団体が連携して取り組めるよう、支援制度を検討するとともに、先進事例等の情報提供を行い、活動を促します。	検討 実施	継続	市民 行政 (市民協働課・ 社会福祉課) 社協
ふれあいサロンの充実				
65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に高齢者同士、ボランティア人材とのふれあいを目的に、民生児童委員、ふれあいサロンボランティア団体の協力のもと奇数月(7月除く)に6地区で開催しています。	高齢化などによりボランティア団体の負担が増しているため、新たな担い手の養成を行いつつ、活動の持続性を高めます。また、開催回数を増やし、居場所としての充実を働きかけます。	継続 拡大	継続	市民 社協
ねんりんクラブの充実				
閉じこもり予防を目的に、体操による体力づくりや、手工芸・趣味活動を通じた交流による生きがいづくりを目的に開催しています。	取り組みが継続するよう、各地域の民生児童委員や地域組織による運営の協力を得るための働きかけを継続します。	継続	継続	市民 行政 (高齢者福祉課)
松竹梅の会の充実				
高齢者に対して、「食べること」を通じて低栄養状態の予防・改善につながり、食べる楽しさを共有する地域栄養活動として進められています。	食を通じた健康づくりを進めるため、より多くの参加者が集まるよう事業内容や開催場所について検討し、活動の継続を支援します。	継続	継続	市民 行政 (高齢者福祉課)
ふれあいミニデイサービスの充実				
高齢者が自ら活動に参加し、健康づくり体操や認知症予防のための取り組みをするとともに、介護予防に関する知識・技術の普及や啓発を推進しています。	閉じこもりがちな人が、より多く利用できるようなアプローチ方法や内容を検討し、活動の持続・拡大を支援します。	継続 拡大	継続	市民 行政 (高齢者福祉課)
食生活改善推進員グループの活動支援				
市民の食生活改善活動の普及をめざし地域に密着した活動を展開しています。グループの自主的な活動のほかに、健康課、「おやこの食育教室」、「ジュニア食育レッスン(ヘルスサポーター養成講座)」、「男性の料理教室」を受託して実施しています。	市民へのさらなる食生活改善の普及のために、今後も市で講座を実施するなど、活動充実に支援します。	継続	継続	市民 行政 (医療健康課)

② 世代間交流やふれあいなどの機会の提供

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
世代間交流の機会の充実				
各種イベント時などに、子どもから高齢者まで、広く参加を促し、世代間で交流が図る取り組みがそれぞれの地域で進められています。	世代間交流につながるイベントを支援するとともに、日常的に世代間がコミュニケーションを図れるような地域社会づくりを支援します。	拡大 継続	継続	市民 行政（児童福祉課・高齢者福祉課・社会福祉課）
インターネットを活用した世代間交流の推進				
地域の公共施設等でパソコン講座を開設し、子どもや若い世代が高齢者にインターネット及びメールの使い方を教え、それらを活用して交流できるような環境づくりを行うことです。	インターネット及びメールを活用し、日常的に世代間交流が図れるように、取り組みを支援します。	検討	実施	市民 行政（児童福祉課・高齢者福祉課・社会福祉課・生涯学習課）
地域に住む障がい者との交流機会の充実				
市内の障がい者団体を支援し、障がい者やその保護者の交流機会や情報交換の場が提供できるようにしています。	今後も、障がい者やその保護者の交流等を支援するとともに、障がい者の社会参加が進むように障がいに対する理解の促進を積極的に進めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課）
多文化共生に向けた取り組みの充実				
市内に住む外国人との交流を図り、互いの文化を理解するとともに、地域のルールやマナーについて共通理解を図る取り組みです。	国際交流協会等関係機関と連携し、地域に根ざした交流活動を通じて支えあい・助け合いの精神を醸成します。	拡大 継続	継続	市民 行政（市民協働課）

1-4 みんながいきいきと働き、役立てるしくみづくり

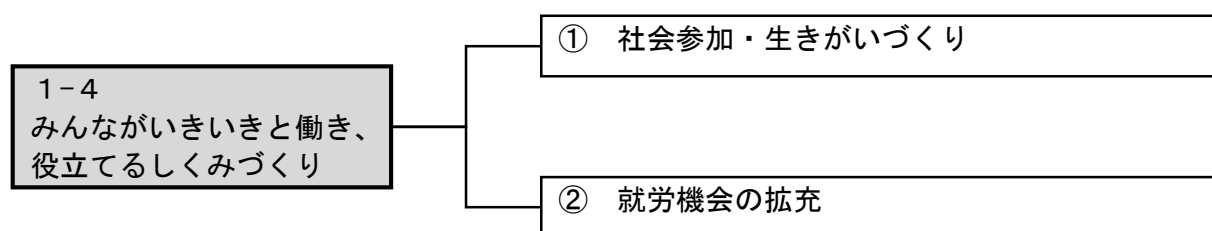
【現状と課題】

- 支えあい・助け合いの地域社会を構築するためには、子どもから高齢者までの幅広い参加を促すことが求められます。
- 障がいのある方にとって、就労の場を確保することは大変難しい状況にあります。

【施策方針】

- シルバー人材センターなどと連携し、高齢者の生きがいづくりをきっかけとした社会参加を促すとともに、子どもが地域社会に存在し、役立っていると実感できるような機会の提供を、関係機関と連携しつつ進めます。
- 障がいのある方が働く機会を得られるよう、関係機関と連携しつつ、就職のあっせんや訓練による職業能力開発を行います。

【施策体系】



【単位施策】

① 社会参加・生きがいづくり

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
シルバー人材センター				
自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に高齢者を派遣しています。	会員の生活環境に合わせたボランティア活動やサークル活動など、社会参加活動の普及・発展を図るとともに、シルバーワークプラザにおける事業の拡大を図ります。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課）
子どもの社会参画機会の充実				
子どもが地域社会に存在し、役に立っていると実感できるよう、地域のイベント等に積極的に参画できるような機会を提供する取り組みです。	子ども会やPTA等、地域組織等との連携を図り、子どもの社会参画意識の高揚を支援します。	継続	継続	市民 行政（児童福祉課・学校教育課・生涯学習課） 社協

② 就労機会の拡充

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
障がい者の就労機会の確保				
障がい者の就職面接会等を開催し、働く場の提供に努める事業です。	民間事業所との連携を強化し、障がい者の就労・社会参加の拡大に向けて検討を進めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協 企業
障がい者の就労や社会生活を支援する窓口の設置				
就労や社会生活に関する相談窓口は、市役所社会福祉課、豊明福祉会が運営する障害者地域生活支援センター、社会福祉協議会に設置されている地域福祉サービスセンターの3箇所で開催しています。	平成 21 年度に設置された尾張東部地区障害者就業・生活支援センターと連携をとりつつ、取り組みを継続します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
企業への情報提供とマッチング				
障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者の一般就労が進められています。市内の通所施設からも、毎年数人ではありますが、一般企業に就職しています。	市内の障がい者施設も就労継続支援や就労移行等の事業に取り組む一環として、企業と障がい者の就職面接会等を開催するなど一般就労を推進します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協 企業
ジョブコーチ等の制度利用促進				
ジョブコーチに関する相談については、基本的にハローワークでの相談にゆだねている現状です。ただし、そこに至るまでの案内等は各相談支援事業所で行っています。	ジョブコーチ等の制度利用についても、尾張東部地区に障害者就業・生活支援センターと連携をとりつつ、取り組みを推進します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 企業
コミュニティビジネス等の起業支援				
高齢者や障がい者の働く場となる一方、地域社会が抱える課題や市民ニーズに合致した事業「コミュニティビジネス」の企業を支援する取り組みです。	民間事業所との関係性等に配慮し、持続可能性の高い地域福祉活動の展開に向け、積極的に支援します。	検討	実施	市民 行政（社会福祉課） 社協 企業

2 地域福祉の取り組みを下支えする施策の充実

2-1 地域福祉に対する意識の啓発と福祉教育の推進

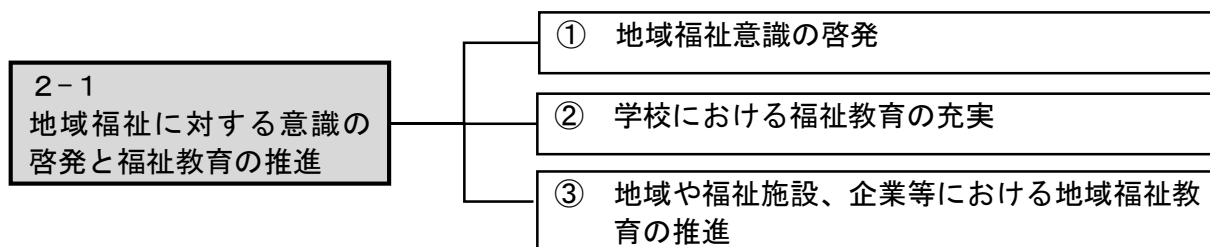
【現状と課題】

- 地域における支えあい・助け合いの取り組みが市内各地で行われるためには、市民の地域福祉に関する理解を促すことが不可欠です。
- 本市における地域福祉が将来にわたって発展するためには、次代を担う子どもたちが様々な体験を通して福祉の心を育むことが重要です。
- 子どもから大人まで、幅広い層の地域住民が支えあい・助け合い活動の担い手となるよう地域や福祉施設、企業等における地域福祉教育の推進が課題となっています。

【施策方針】

- 市民の地域福祉意識を啓発するため、広報紙等によるPRを推進するとともに、障がいに対する理解を促す講演会や市民向けの福祉講座の開催などを継続します。
- 市内の学校における福祉実践教室や福祉協力校指定などの取り組みを通して、地域福祉に対する意識高揚を図るとともに、命の大切さや自己肯定感を学び感じる教育にも取り組みます。
- 小中学生を対象にした福祉施設での福祉体験や乳幼児とのふれあい体験を推進するとともに、地域の大人を対象としたボランティア実践講座、企業市民を対象とした福祉講座等の機会提供を推進します。

【施策体系】



【単位施策】

① 地域福祉意識の啓発

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
広報紙等を通じた地域福祉意識の啓発				
市民の地域福祉意識を高揚させるため、広報とよあけや社協だよりやホームページを通じて啓発や情報提供を行っています。	地域福祉に関する特集記事を組むなど、広報とよあけや社協だより等を充実し、市民の地域福祉意識の高揚に努めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協

障がいへの理解促進のための福祉講演会等の開催				
毎年、豊明まつりに合わせて、福祉展を開催しています。また、平成 20 年度には、精神障がい者の就労に関する講演会、発達障がいに関するシンポジウムを開催し、多くの市民が参加しました。また、市の広報誌で障がい者団体の紹介も行っています。	平成 18 年に実施したアンケート調査結果をみると、本市で今後充実すべきことの最上位に「障がいへの理解」があげられています。この結果は、10 年前の調査時と同様の結果になっていることから、今後も引き続き講演会や研修会を開催し、障がいへの理解促進に努めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課）
市民向け福祉講座の開催				
社協では、市民福祉講座を年 1 回開催しています。	地域のニーズに合った講座内容の講座を地域に出向く方法で開催します。	継続	継続	市民 社協

② 学校における福祉教育の充実

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
福祉実践教室の充実				
障がいのある方との交流や、実践的な体験を通して「福祉」を考え、地域で暮らす障がい者や高齢者と「ともに生きる」明るい社会とはどんな社会かをみんなで考える“きっかけづくり”とするため、市内 12 校の小中学校で年 1 回ずつ開催しています。	市内 12 校の小中学校において継続的に実施します。また精神障がいなどをテーマにしたプログラムの実施も検討します。	継続 拡大	継続	市民 社協
福祉協力校指定の継続				
市内の小・中・高校 14 校を福祉協力校に指定し、「校内福祉教育推進委員会」等を設置するなど、各学校の実情に合わせ、高齢者福祉・障がい者福祉などの活動の企画・実践を行っています。具体的には、校内活動として、福祉実践教室の開催、ボランティア講座、映画の実施、作文・ポスター・福祉新聞づくり、募金活動、ベルマーク・使用済み切手の収集などが行われています。また、学校外活動として、体験活動・講座参加、施設訪問活動、地域の老人や障がい者等との交流などが行われています。	学校・施設・社協が連携を一層強化し、高齢者や障がい者の体験を充実させ、体験学習・実践教室を充実します。また、体験を通じて、日常生活におけるバリアフリーや福祉に対する児童・生徒の理解をさらに深めていきます。	継続	継続	市民 行政（学校教育課） 社協

自尊感情を高める教育				
市内全小中学校及び高校を対象に、「いのちの大切さ教育」に取り組む助産師及び保健師を講師とした「自尊心を高める教育」をそれぞれの学校の授業時間内で実施しています。小学校から高校まで系統的に子どもたちの気付きを促すことに力点をおきながら、自尊感情の育ちを促しています。具体的なテーマは、対象学年や各校の実情に応じ、学校と相談の上決定しており、例えば、「胎児の成長過程」や「対等な男女関係」、「人生設計と性の自己決定」、「抱っこ体験、赤ちゃんお世話体験」等ロールプレイや実習を取り入れての授業内容としています。	市内での事業実施を定着させるとともに、保育園など連携の幅を広げ、より体系的な取り組みへと発展させていきます。また、学校で行われる関連授業との調整を図りながら、より効果的な事業展開について検討していきます。児童生徒の発達段階に応じて、生きる喜び、生命の尊さ、かけがえのない生命、互いの尊重の視点を設定してきっかけ作りをします。	継続	継続	市民 行政（医療健康課） 社協

③ 地域や福祉施設、企業等における地域福祉教育の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
青少年等ボランティア福祉体験学習の充実				
社会福祉の啓発と青少年の社会参加を促進しようとするため、中学生・高校生を対象に、市内の社会福祉施設6施設（知的障害者通所授産施設メイツ、身体障害者更生援護施設ゆたか苑、特別養護老人ホーム豊明苑、特別養護老人ホーム勅使苑、豊明老人保健施設、豊明第二老人保健施設）で1日約10名を各施設で受け入れてもらう方法で、毎年夏休み期間を中心にボランティア体験学習を実施しています。	市内6施設のボランティア担当者と調整の上、各施設への受け入れを進めていますが、各施設からは“受け入れが困難”な場合もあり、今後は社協と施設側との連携を強化することによって、事業の充実を図ります。	継続	継続	市民 社協
小中学生と乳幼児とのふれあい体験事業の推進				
少子化が進み、親になり子どもを産むときになって初めて赤ちゃんにふれる親も多くなり、子育てが難しくなっている中、小学生・中学生の段階で赤ちゃんとのふれあい体験を行い、親になるための準備教育としてのふれあい体験を、中学生の職場体験事業として実施しています。	自尊感情を高める教育と連携し、職場体験事業の一環としての乳幼児とのふれあい事業について、事業効果の向上に努めるとともに、子育てグループ等との連携により、小学生を対象とした地域における乳幼児とのふれあいの実施に努めます。	継続	継続	市民 行政（学校教育課） 社協 企業

地域ボランティア実践講座の開催				
社会福祉に関する実践活動の機会を地域に発信し、交流を深め、理解と思いやりを育て、ともに生きる明るい社会をめざして、平成 21 年度より、地域に出向き、地区の子ども会と連携し、高齢者擬似体験・点字・アイマスク・車イス体験などを実施しています。	今後とも、豊明市子ども会連絡協議会の会議などを通じて、各子ども会への事業内容の P R と周知を図り、子ども会(地域)との連携により、事業を推進します。	継続	継続	市民 社協
福祉実践教室への保護者や地域住民の参加促進				
手話講座、地域ボランティア実践講座、視覚障がい者ガイド・高齢者擬似体験インストラクター養成講座といった専門的な講座ではなく、地域の大人が気軽に参加でき、障がい者等と交流できるような初歩的な福祉実践教室を行うものですが、まだ、実施には至っていません。	地域の大人たちの地域福祉に対する理解を深め、関心を高めるため、福祉実践教室へ保護者や地域住民の参加機会を設けるよう、検討します。	検討	実施	市民 社協
企業の社員を対象にした福祉講座等の開催				
企業の社員を対象としたボランティア研修会や福祉講座などを開催するものですが、市としてこれまで企業（社員）の福祉教育の支援を行ったことはありません。	現状の経済状況下では難しいと思われますが、企業及びその社員の方が地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動や障がい者の雇用機会の拡大に取り組むことは今後必要性が高まると予想されることから、出前講座を活用するなど、企業の社員を対象とした福祉講座等の実施を検討します。	検討	実施	市民 行政 社協 企業 (社会福祉課)

2-2 当事者団体の育成・活動支援

【現状と課題】

- 障がいのある方やその家族の方で構成される当事者団体が、親睦事業を行ったり地域組織等と連携しながら交流事業を行ったりする際の継続的な支援が求められます。また、発達障がい者など最近増加傾向にある障がい者のニーズに応じて、新たな当事者団体の育成支援を行うことが望まれます。
- 本市には、地域福祉に関連する既存の福祉団体や各種団体があり、それぞれ活発な活動を行っています。

【施策方針】

- 当事者団体が行っている親睦・交流事業を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の設立及び育成を支援します。
- 既存の福祉団体、各種団体の自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促します。

【施策体系】



【単位施策】

① 当事者団体等の親睦・交流事業の開催支援と新たな組織化支援

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
当事者団体等が開催する交流事業等への支援				
心身障がい者（児）福祉団体合同体育祭、心身障がい者（児）オリエンテーリングなど、障がい者やその保護者の交流機会や情報交換の場が提供できるよう市内の障がい者団体を支援しています。このような中で、障がい者の施設が設置されている町内会等では、夏祭りを合同で開催するなど活発な交流を行っている事例もみられます。	今後も、障がい者やその保護者の交流等を活発にしていくなため、その支援に努めます。また、こうした事業を通じて、障がい者の社会参加と障がいに対する理解の促進を強化します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協

団体等当事者によるピアカウンセリングの促進				
何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（または経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるピアカウンセリングは、精神障がい者のケアや子育て不安を抱く保護者ケアなどにおいて重要ですが、本市では障がい者または障がい児のための相談支援事業の業務として位置づけられています。しかし、ピアカウンセリングを行いたいという当事者団体等への支援は行われていません。	障がいのある人や子育て不安を抱いたことがある人が自らの体験に基づいて、不安や問題を抱える人の相談に応じて、問題の解決を図る「ピアカウンセリング」や「メンター」の活動に対し、ピアカウンセラー養成研修の実施の他、活動拠点面や宣伝・PR面など、多面的な支援に努めます。	検討	実施	市民 行政（社会福祉課）
新たな当事者団体等の育成支援				
アスペルガー症候群（高機能自閉症）など高機能広汎性発達障がい、LD や ADHD などの軽度発達障がい者が増加傾向にありますが、本人や家族等で構成される団体が十分でないのが現状です。	軽度発達障がい者や高次脳機能障がい者など、最近増加傾向にある障がい者などのニーズを把握し、当事者やその家族のための団体育成に努めます。	実施	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協

② 既存の福祉団体の活動や組織運営の支援

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
既存の福祉団体の活動や組織運営の支援				
母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会、子ども会連絡協議会、心身障がい者・児福祉団体連合会、身体障害福祉協会など、福祉団体に対して活動助成金の交付の他、行事・会議等の運営や資料作成といった事務局的な支援を行っています。	各種福祉団体の自主性・自立性に基づく、団体活動や団体運営の活性化をめざして、活動助成や事務局的な支援を引き続き実施します。また、各種福祉団体同士の相互連携が円滑に進むよう支援に努めます。	継続	継続	市民社協

2-3 地域福祉に関連するNPO・ボランティア等の育成と活動支援

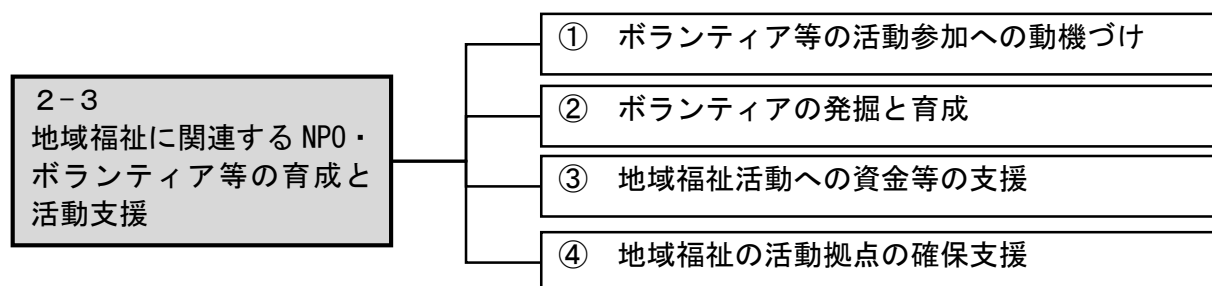
【現状と課題】

- 市民意識調査では、ボランティア活動への参加経験はそれほど高くないものの、「参加したことはないが機会があれば参加したい」が3〜4割程度あることから、これらの層に対する活動参加への動機づけが求められます。
- 市民意識調査では、高齢期の過ごし方について、4割近くが「趣味や余暇を楽しみたい」としており、これらの層に対して生涯学習講座等を契機にして地域福祉活動に取り組む担い手を発掘し、育成することが課題となっています。
- 地域福祉活動を行うにあたって、多くの地域組織やNPO・ボランティア団体は取り組みに必要な資金や活動拠点を継続的に確保することが難しい状況にあります。

【施策方針】

- 市民に対してボランティア活動に参加を促すため、各種PRや意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心にボランティア活動への動機づけとなるような情報発信を行います。
- 高齢者の生きがい講座をはじめとする各種ボランティア養成講座を充実し、地域福祉活動の担い手づくりを進めるとともに、ボランティア保険の加入を促進してボランティア活動への取り組みを支援します。
- 地域福祉活動に取り組むそれぞれの地域組織やNPO・ボランティア団体に対して、資金や場所の提供などを通して、活動状況に応じた支援を推進します。

【施策体系】



【単位施策】

① ボランティア等の活動参加への動機づけ

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
広報紙等を通じた地域福祉意識の啓発				
[再掲（地域福祉意識の啓発）]	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協	
障がいへの理解促進のための福祉講演会等の開催				
[再掲（地域福祉意識の啓発）]	継続	継続	市民 行政（社会福祉課）	
市民向け福祉講座の開催				
[再掲（地域福祉意識の啓発）]	継続	継続	市民 社協	

ボランティア情報提供の充実				
社協ボランティアセンターのHP、とよあけ市民活動情報サイトや情報誌コラボレーションなどで、ボランティア団体や市民活動団体を紹介しています。	多くの人が気軽にボランティア団体や市民活動団体などの活動に一步を踏み出せるよう、わかりやすく魅力的な情報発信に努めます。	継続	継続	市民 行政（市民協働課） 社協 企業
ボランティアセンターの充実				
ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を希望する方の登録の受付、ボランティア活動をしたい人、必要としている人、福祉施設などからの相談、連絡調整を実施しています。	ボランティア相談窓口の開設日や開設時間帯の拡大、出張型相談の実施、相談マニュアルの作成等による相談の質の向上を進めるなど、きめ細かなボランティア相談が行えるような体制づくりに努めます。	継続	継続	市民 社協

② ボランティアの発掘と育成

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
各種ボランティア養成講座の充実				
防災ボランティアコーディネーター養成講座や防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座、手話講座、地域ボランティア実践講座、ボランティア講座、視覚障がい者ガイド・高齢者疑似体験インストラクター養成講座などを実施しています。 ※関連：「③地域や福祉施設、企業等における地域福祉教育の推進」の「地域ボランティア実践講座」	ア. カリキュラムの見直しとプログラムの充実 入門から専門まで段階的な講座が多様に用意されたわかりやすく体系的なカリキュラムになるよう講座の充実に努めます。また、講座修了後に確実に実践活動につながるような効果的なプログラムの作成と、スキルアップ研修の充実に努めます。	継続	継続	市民 社協
	イ. シニア世代の生きがい講座の開催 団塊の世代を始めとしたリタイヤメント層の地域福祉活動のきっかけを提供するための新たな講座（仮称：定年後のいきいきライフ講座）など、時代の変化や地域ニーズに対応した新たな講座の企画・運営を検討します。	検討	実施	市民 行政（生涯学習課） 社協
	ウ. 広域連携・協働による講座の充実と効率化 ボランティア養成講座によっては、本市の規模だけでは参加者が十分に集まらないような状況もあることから、近隣市町社協との共催やNPO等との共催や委託による講座の開催、NPOや社会福祉法人等が実施している講座の後援等による支援を進めます。	実施	実施	市民 社協

ボランティア団体等の保険の加入促進				
ボランティア活動や市民活動中における万一の事故に備えて安心して活動が行えるよう、ボランティア保険の加入や豊明市市民活動総合保険の加入を促進しています。	引き続きボランティア保険の加入促進に努めます。	継続	継続	市民 行政（市民協働課） 社協

③ 地域福祉活動への資金等の支援

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
市民活動情報の発信と相談等の充実				
市民活動団体の始めて間もない公益的な活動に対する経費の一部の補助や市民活動団体の立ち上げやステップアップを対象とした事業経費の一部の補助、活動のノウハウや運営等に関する相談・情報提供、行政関係部署との連絡調整を行っています。	財政面で弱い、立ち上げ期の市民活動団体を資金面（補助金、委託料等）や相談・情報提供などによって活動支援すること、より市民活動を活性化させ、公共的サービスを担える団体を育成します。	継続	継続	市民 行政（市民協働課）
支えあいのまちづくり助成金の交付				
安否確認・支援サービス、ふれあいいきいきサロン、地域交流事業に対し、まちづくり助成金を交付し、誰もが安心して、生きがいをもちながら暮らしていけるまちづくりを進めています。	区長会及び区会に出向いての説明、機関紙での啓発とともに、老人クラブ組織への趣旨等の啓発により、支えあいのまちづくりの拡大と定着に努めます。	継続	継続	市民 社協
市民提案型まちづくり事業の推進				
市民のアイデアや提案をまちづくりに活かしていくため、広く企画を募集し、協働事業として実施していく活動を財政面で支援し、関係各課と連携しながら事業化していく助成事業を平成 18 年度より実施しています。平成 18 年度は、市民活動推進補助金（はじめの一步補助金）として募集を開始し、平成 20 年度からは、より公益性の高い事業を市の委託事業として実施する「まちづくり公益事業委託コース」を創設しました。	市民創発事業として「地域福祉特別枠」を設けて実施した平成 21 年度の「市民提案型まちづくり事業」の成果を踏まえつつ、地域福祉活動の活性化を図るという観点から助成等制度の充実に努めます。	継続	継続	市民 行政（市民協働課・社会福祉課）
アダプトプログラムの推進				
市民参加による道路や河川、公園などの公共施設の定期的な清掃美化活動を促進し、地域や公共施設に対する市民の愛着や誇りの気持ちを醸成するため、地域ボランティア団体と市が活動内容等に関する合意書を締結し、市が清掃美化に必要な用具等の支給を行うなどにより、活動を支援するアダプトプログラムを平成 17 年 10 月より進めています。	アダプトプログラム参加者の意欲を高めるため、懇談会を実施し意見交換の機会を設けました。これからのまちづくりにおいて、市民参加によるボランティア活動の果たす役割が重要なため、今後も事業を継続します。	継続	継続	市民 行政（市民協働課・都市計画課・環境課・土木課）

④ 地域福祉の活動拠点の確保支援

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
市民活動室の充実				
市民活動室では、市民活動に関わる情報の受発信や市民活動を進める上で必要となる打ち合せスペースや印刷機等の設備の提供などを行っています。	市民団体やボランティア団体等にとって、市民活動室がより利用しやすい施設となるように施設運営に努めます。	継続	継続	市民行政（市民協働課）
総合福祉会館の会議室等の利用促進				
総合福祉会館では、福祉団体やボランティア団体の打ち合せや勉強会などに、会議室の提供や印刷機やコピー機の貸出しを行っています。	福祉団体やボランティア団体等にとって、総合福祉会館がより利用しやすい施設となるように施設運営に努めます。	継続	継続	市民社協
公共施設や集会所の利用促進				
地域福祉活動の場となる公共施設や各地域の集会所の利用促進を図っています。	市が管理する公共施設や地域が管理運営している集会所の運用規則の見直しなどを促し、地域福祉活動への利用促進を図ります。	検討	実施	市民行政（市民協働課・高齢者福祉課）
空きスペース等を活用した地域福祉活動拠点の確保支援				
多様な地域福祉活動を促進するため、空きスペースの有効活用を図りながら身近な徒歩生活圏レベルで、様々なタイプの地域福祉活動の拠点のあり方について検討し、拠点確保の支援策を新たに検討します。 《例示》 a) 一般の空き家を活用するケース b) 商店街等の空き店舗を活用するケース c) 小学校の余裕教室など公共施設を活用するケース d) 世帯人員が少なくなった自宅を開放するケース（地域共生の家）	今後「場」「情報」「人材」等の支援や、活動拠点としてどのような機能または施設が求められるのか、空き店舗や余裕教室の利用などを可能性として含めながら構想の段階から協働で検討します。	検討	実施	市民行政（市民協働課・学校教育課）

2-4 小地域を単位とした地域福祉活動の仕組みづくり

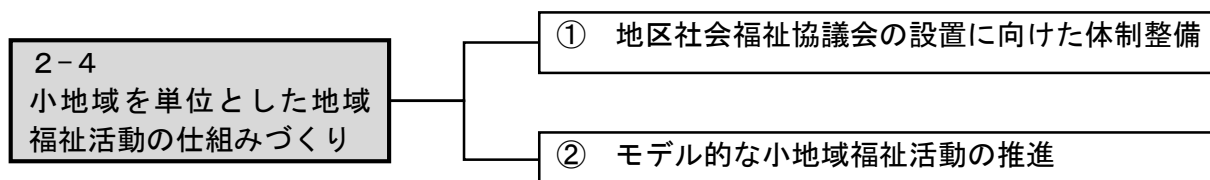
【現状と課題】

- 地域福祉を進めるに際して、より身近なエリアを範囲とした小地域で活動することが望ましい場合が多くあり、そのための体制の整備が課題です。
- 小地域での地域福祉活動を推進するために、積極的に取り組もうとする地域をモデル的に支援することが求められます。

【施策方針】

- 小地域での地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会における地区担当職員を充実させる一方、地域住民と協働しつつ（仮称）地区福祉推進員の設置や地区社会福祉協議会の設立に向けた取り組みを推進します。
- 市内で2〜3地区の区や町内会をモデルとして指定し、先行的な取り組みを支援するとともに、それらの取り組みを参考に活動マニュアルを作成して、市内全域への波及を促します。

【施策体系】



【単位施策】

① 地区社会福祉協議会の設置に向けた体制整備

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
地区担当職員体制の充実				
地域での福祉に関する相談窓口として、おおむね中学校区ごとに地区担当者を設け、地域住民と一緒に地域福祉を推進しています。まずは、社会福祉協議会の活動を理解していただくために、「社協のあらまし」や「社協が実施する事業」の説明会（PR活動）を平成 19 年度～20 年度に実施しました。	地区社会福祉協議会の設置に向け、コミュニティソーシャルワーカーを主任として、地区担当職員による活動を活発にし、地域住民とのコミュニケーションの強化に努めるとともに、地区担当職員体制の充実に努めます。	継続	継続	市民社協
地域保健活動との連携の強化				
食育や健康運動の普及といった地域保健活動を推進するために、食生活改善推進員や運動普及推進員を養成し、地域に密着した健康づくりを進めています。	ふれあいサロンは、現在、食生活改善推進員等と適宜連携を図って実施している地区もあります。今後とも食生活改善推進員や運動普及推進員による地域保健活動との連携を強化して実効性の高い小地域福祉活動の展開に努めます。	継続	継続	市民行政（医療健康課）社協

(仮称) 地区福祉推進員の設置				
行政区や自治会等の単位における地域福祉推進の役割を担う人材が明確ではないことから、その任務・職責を明確にし、身分を公的に担保する制度として「(仮称) 地区福祉推進委員制度」の創設を新たに検討します。	小地域福祉活動を進める地域リーダーとなる人材を発掘・育成するための講座を開催します。また、講座修了者を地区社会福祉協議会の構成メンバーの一翼を担う「(仮称) 地区福祉推進員」として任命することによって、区や町内会などを単位とした小地域福祉活動の推進とその体制構築を図ります。	検討	実施	市民 行政 (社会福祉課) 社協
地区社会福祉協議会の設置				
市内各地域の実情に沿った福祉活動を推進するため、市内を中学校区や小学校区などの小地域に区分した組織（地区社会福祉協議会）の設置を新たに進めます。構成メンバーとしては、区や町内会の役員や民生児童委員、(仮称) 地区福祉推進員、食生活改善推進員、運動普及推進員などが想定されます。	前記の「地区担当職員体制の充実」や「(仮称) 地区福祉推進員の設置」、後記の「モデル的な小地域福祉活動の推進」と併せて、地区社会福祉協議会の設置を検討します。また、「支えあいのまちづくり助成金」との役割分担を明らかにしつつ、社会福祉協議会の会費や共同募金の収益の一部などを地区社会福祉協議会の事業費として活用できるよう財源を確保します。	検討	実施	市民 行政 (社会福祉課) 社協

② モデル的な小地域福祉活動の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
モデル地区の指定及び小地域福祉活動の支援				
「支えあいのまちづくり助成金」の実績や、「地域福祉特別枠」を設けて市民創発事業として実施した「市民提案型まちづくり事業」の成果を活かしながら、小地域における地域福祉活動の実践に向け、モデル地区を指定し、市内の先駆的な取り組みを新たに進めます。	市内 2～3 地区をモデルに、区や町内会などが活動母体になった小地域福祉活動（見守り活動や安否確認・支援サービス、ふれあいいきいきサロンなど）を立ち上げるため、民生児童委員や市、社会福祉協議会等が連携して、組織体制づくりなどの支援を行います。	検討 実施	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
小地域福祉活動推進マニュアルの作成				
区や町内会において、小地域福祉活動を普及するための活動マニュアルを作成します。	モデル的な小地域福祉活動を市内各地区の区や町内会に波及させていくためにその取り組みをまとめ、活動マニュアルを作成します。	－	実施	市民 行政（社会福祉課） 社協

2-5 組織・団体間における連携・協働の促進

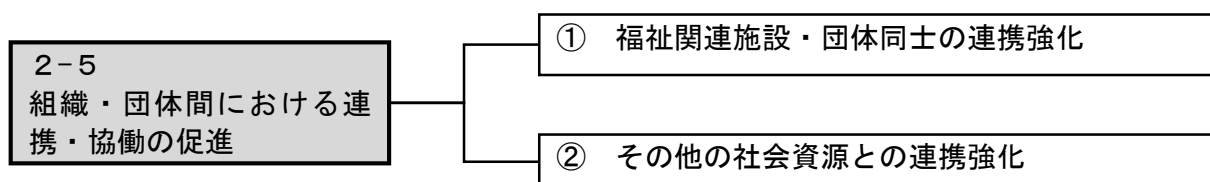
【現状と課題】

- 地域における助け合い・支えあいを進めるためには、高齢者介護や障がい支援に関連する事業所、福祉施設などの連携強化が不可欠となっています。
- 市内の地域福祉の輪をさらに広げるため、地域組織やNPO・ボランティア団体を始め、多様な活動、組織などとのつながりをさらに高めることが望まれます。

【施策方針】

- 市内の地域福祉に関連する団体、事業者間の連携を強化するため、情報共有や意見交換を行う機会を提供するとともに、社会福祉協議会の機能強化等を行います。
- 本市における様々な取り組みや主体が有機的にネットワークできるよう、民生児童委員活動や地域保健活動、学校や企業などとの連携強化を図ります。

【施策体系】



【単位施策】

① 福祉関連施設・団体同士の連携強化

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
ボランティアコーディネーターの連携強化				
社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーターと福祉関連施設のボランティア担当者とネットワーク強化を図るものです。	福祉関連施設で必要としているボランティア活動と福祉関連施設でボランティア活動をしたいというボランティアセンター登録者とをスムーズにマッチングさせるために、社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーターと福祉関連施設に配置されているボランティア担当者との定期的な連絡会を開催するなど、日常的な連携強化に努めます。	検討 実施	継続	市民 社協
地域包括支援センターや相談支援事業者等との連携				
小地域福祉活動などを通じて把握した要支援者と思われる人を適切な公的サービスにつなげていくための連携体制づくりを進めます。 ※関連：「（仮称）地区福祉推進員の設置」や「モデル地区の指定及び小地域福祉活動の支援」など	ふれあいサロン活動や見守り活動、安否確認活動などの小地域福祉活動を通じて、要支援者の早期発見・早期ケアにつなげるために、地域と地域包括支援センターや相談支援事業者、子育て支援センターなどとの連携強化に努めます。	実施	継続	市民 行政（社会福祉課・ 高齢者福祉課・児童福祉課） 社協

社会福祉協議会との連携強化と機能強化の支援				
市では、地域福祉推進の基幹的な役割を担っている社会福祉協議会との連携・支援を行っています。	地域福祉の拠点としての社会福祉協議会の機能を一層向上させるため、引き続き財政的支援や社会福祉協議会が進める事業等との連携強化に努めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課・高齢者福祉課・児童福祉課）
福祉関連団体やNPO等のネットワーク強化				
社会福祉協議会やボランティア団体、NPOなど地域福祉活動を展開する団体同士のネットワークの強化を図ります。現在は、個々のネットワークはありますが、一堂に会したような交流機会はないのが実情です。	社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、（仮称）地区福祉推進員などが集い、活動発表を行い、意見交換や情報交換ができる懇話会やシンポジウムなどの開催を検討します。また、こうした地域福祉に携わっている関係者が日常的に情報交換できるような情報ツールの設置を検討します。	検討 実施	継続	市民 行政（社会福祉課・市民協働課） 社協

② その他の社会資源との連携強化

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
企業等の社会貢献活動との連携				
地域福祉活動の活発化を図るため、企業や商工会等が行う社会貢献活動との連携強化に努めます。	企業等の持つ人材力や、資金力を地域ボランティア活動に活かせるよう、協働・共催・協賛事業の実施など連携関係づくりに努めます。	実施	継続	市民 行政（市民協働課） 社協 企業
地域保健活動と地域福祉活動との連携の強化				
〔再掲（地域保健活動との連携の強化）〕		継続	継続	市民 行政（医療健康課） 社協
民生児童委員活動との連携強化				
民生児童委員は、非常勤の特別職の地方公務員で、それぞれの地域において、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。 ※関連:「地区社会福祉協議会の設置」、「モデル地区の指定及び小地域福祉活動の支援」など	地域住民と関係機関とのパイプ役や地域福祉活動のコーディネーター役などとして役割を発揮できるよう、民生児童委員の役割や活動内容について、より多くの市民に周知し理解を深めるため、これまで以上に広報活動を充実するとともに、民生児童委員と地域組織などとの連携活動を支援します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課）
学校との連携強化				
〔再掲（福祉協力校指定の継続）〕		継続	継続	市民 行政（学校教育課） 社協

3 公的な福祉サービスの充実と適切な利用の推進

3-1 福祉サービスに関する情報提供と利用支援

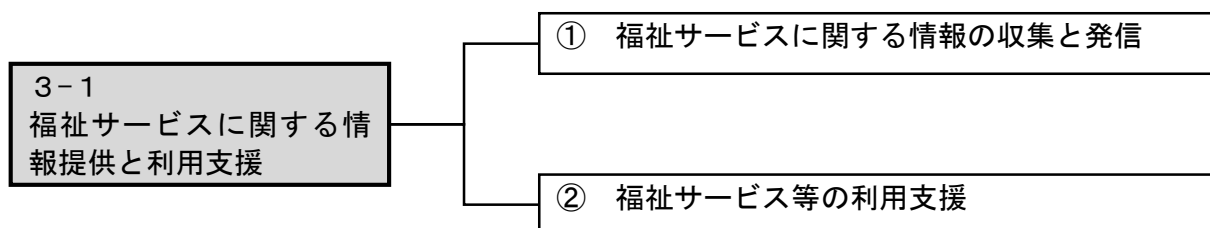
【現状と課題】

- 行政による福祉サービスや介護保険制度、障害者自立支援制度などの関連情報については、市の広報紙やホームページ等に掲載するなどして発信しています。しかし、制度やサービスが多岐にわたるため、市民にとって十分理解しづらい状況になっています。
- 支援を必要としている方が、介護保険制度や障害者自立支援制度等に沿った福祉サービスを適切に利用できる環境づくりが求められます。

【施策方針】

- 公的な福祉サービスの関連情報については、媒体に応じて市民に分かりやすい表現やデザインを工夫するとともに、公正中立の立場を守りつつ利用者のニーズに応じたサービス事業所情報の発信を行います。
- 市民が安心して福祉サービスを受けられるよう、諸制度に基づいた連絡調整を組織的に行うとともに、民間のサービス事業者の事業参入を促進します。

【施策体系】



【単位施策】

① 福祉サービスに関する情報の収集と発信

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
福祉関連情報の共有化				
行政サービス及び民間事業所の情報、地域組織やNPO・ボランティアの活動情報など、福祉に係る様々な情報について、関係者間で共有化を図ることです。	高齢者、障がい者、次世代育成支援などそれぞれの会合等で情報交換を図るとともに、対象者の範囲を横断した情報共有化に向けたしくみづくりを進めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課・児童福祉課・高齢者福祉課） 社協 企業
福祉・医療制度に関する情報発信と理解の促進				
介護保険制度や高齢者医療制度、障害者自立支援制度等、近年めまぐるしく変更される福祉・医療制度の概要を広く情報発信するとともに、直接影響を受ける対象者に対して、丁寧な説明による理解の促進を図る取り組みです。	各種制度の変更について迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、広報紙やホームページなどの媒体や地域組織及びNPO・ボランティアなどの協力を得つつ、きめの細かい情報発信を進めます。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課・医療健康課） 社協 企業

子育て関連情報の発信				
保育園や医療機関などの情報や心配ごとを相談できる場所など、子育てに役立つ情報を収集し、情報紙を作成・配布するとともに、地域子育て支援センターなどでも情報提供を行っています。	子育て支援団体等と連携しつつ、子育ての経験がある方の声を取り入れて積極的な情報収集・発信を行う一方、地域子育て支援センターの情報発信機能の充実を図ります。	継続	継続	市民 行政（児童福祉課）
サービス事業所情報の提供				
利用者が主体的にサービスを利用できるよう、市内及び周辺市町における福祉サービス事業所に関する情報を収集・発信しています。	中立公正の立場を保つ一方で、各種団体等との連携により、利用者ニーズに応じた情報発信について方法を検討します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課） 企業

② 福祉サービス等の利用支援

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
ケアマネジメントの充実				
介護保険制度に沿って要支援・要介護認定された方が適切かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を立て、サービス事業者との連絡調整を行っています。	ケアマネージャーやサービス事業者が、利用者の自立支援にとって適切なプランとなるよう、「協働ケアプランチェック」を実践します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 企業
障害者地域自立支援協議会の充実				
障がい者が地域で暮らし続けられるよう、障害者地域自立支援協議会において、障がい者のサービス利用を推進しています。	協議会に福祉施設等の代表者に参画してもらい、機能強化を図っています。また、専門部会を設置し、必要なテーマについて検討します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 企業
民間事業者等の参入促進				
介護保険制度、障害者自立支援制度などに沿ってサービスを提供する民間の福祉事業者及びNPO・ボランティアなどの参入を促進しています。	各種制度に基づくサービス提供の事業参入を支援するとともに、市が行っている福祉施設の管理やサービス提供などについても、民間事業者等の参入を検討します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課） 企業

3-2 福祉サービスに対する相談体制の充実

【現状と課題】

- 市民が抱える悩みや問題はそれぞれ異なるうえ、高い専門性が求められます。また、地域において、困っている人の声に耳を傾け、公的な福祉サービスの利用につなげるための相談力の向上が望まれます。

【施策方針】

- 高齢者や障がい者、子育て世帯などそれぞれの問題やニーズに応じた相談機能を高めるため、相談スタッフの充実や能力の向上を図ります。また、民生児童委員や地域組織の役員など身近で気軽に相談できる人材の養成を行い、地域の相談力向上を図ります。

【施策体系】



【単位施策】

① 相談体制の充実

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
高齢者に関する相談機能の充実				
地域包括支援センター生活圏域で高齢者に対する地域包括ケアを有効に機能させるため、各種サービスや市民活動を結びつけており、総合的な相談窓口としての役割を果たしています。	平成 21 年度から市内 2 箇所の在宅介護支援センターをランチ(窓口機能)にとどめつつ、市直営の包括支援センターの機能を高め、高齢者に関する相談体制の充実を図ります。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 社協
障がい者に関する相談機能の充実				
障がい者の相談支援は、市役所社会福祉課及び、豊明福祉会の障害者地域生活支援センター、社会福祉協議会の地域福祉サービスセンターの 3 箇所で行っています。	窓口間の連携を図るとともに、専門性を高めて相談支援体制の充実を図ります。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
子育てに関する相談機能の充実				
子育てに関する相談については、子育て支援センターが窓口となっており、情報発信や子育て中の親子の居場所として総合的な拠点となっています。	子育て中の母親の孤独感や負担感を軽減できるよう、気軽に相談ができるように工夫するとともに、必要があるにもかかわらず相談を受けない母親に支援を行います。	継続	継続	市民 行政（児童福祉課）

地域の相談力向上と行政につなぐ機能の向上				
地域の支えあい・助け合い活動を通して、気軽に相談できる関係を構築するとともに、必要に応じて行政の福祉サービスにつなげる役割を果たすことです。	困っている人の相談に乗ることや、必要に応じて行政の福祉サービスにつなげることなど、地域における相談力の向上を図るため、民生児童委員や地域の相談役となっている方々に協力を得ながら、体制づくりを検討します。	検討 実施	継続	市民 行政（社会福祉課）
相談を受ける人材の養成				
行政や福祉サービス事業所地域それぞれで相談を受け付けるスタッフ等の相談対応力を高める取り組みです。	相談対応力の高い人材の育成を図るため、研修や情報交換会等を開催することを検討します。	検討 実施	継続	市民 行政（社会福祉課）

3-3 公的な福祉サービス量の拡充と質の確保

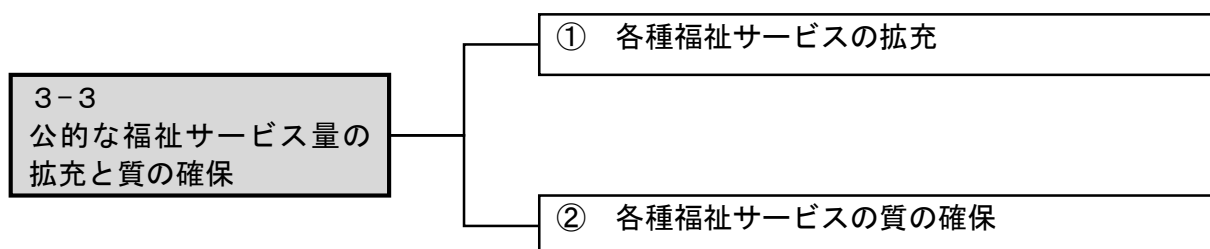
【現状と課題】

- 市民意識調査では、市として優先して取り組むべき施策について、約4割が「在宅生活を続けられるサービスの充実」、約35%が「高齢者・障がい者の入所施設の整備」と回答しており、行政による各種福祉サービスの拡充が望まれています。

【施策方針】

- 介護保険・高齢者福祉や障がい者福祉、次世代育成支援など公的な福祉サービスの充実を図る一方、市民と行政との協働による「新しい公」が担うサービスを拡充し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会をめざします。

【施策体系】



【単位施策】

① 各種福祉サービスの拡充

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
介護保険・高齢者福祉サービスの充実				
介護保険制度に基づく介護サービスの利用を促進するとともに、制度未利用者に対する高齢者福祉や介護予防についての取り組みを行っています。	高齢者福祉計画・介護保険計画に基づき、介護保険サービス利用者に対し適切なサービス提供を推進するとともに、介護予防や高齢者福祉施策の充実を図ります。	拡大 継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 企業
障がい者に対する福祉サービスの充実				
障がい者が地域で暮らし続けられるよう、障がい者の通所施設や居宅介護等の制度を推進する取り組みを行います。また、障害者自立支援法が施行され、精神障がいについても他の障がいと同様のサービスが受けられるようになっていきます。	障害者福祉計画及び障害福祉計画に基づき、障害福祉制度の充実を図るとともに、障がいに関する理解を深め、障がい者が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。	拡大 継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 企業
次世代育成支援に関する福祉サービスの充実				
安心して子どもを産み育てられる社会を形成するため、次世代育成支援推進法に基づき、行政・事業者・地域が連携して子育て支援施策を推進しています。	次世代育成支援地域行動計画に基づき、各種保育サービスの充実を図るとともに、医療助成制度などの拡大を検討し、子育て世帯を支援します。	拡大 継続	継続	市民 行政（児童福祉課・医療健康課） 企業

「新しい公」による福祉サービス活動の支援				
NPO・ボランティアなど新たな主体が行政に代わって各種の福祉サービスの提供を推進する取り組みですが、本市では実施に至っていません。	多様化・高度化する市民の福祉ニーズに対して、行政サービスや各種制度ではカバーできない事案を解決するため、状況に応じて起業してサービスを提供するなど地域福祉活動を行うなど「新しい公」の活動を積極的に支援します。	検討 実施	継続	市民 行政（高齢者福祉課・児童福祉課・社会福祉課） 社協 企業

② 各種福祉サービスの質の確保

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
事業者の指導・監督の充実				
介護保険や障害者自立支援など、各種福祉サービスを提供する事業者が良質で適切なサービスを提供しているかをチェックしています。	福祉サービス利用者が安心して利用できるよう、質の向上をめざして事業者への実地指導やケアマネージャーに対する指導・助言・監督などを継続します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課）
苦情の受け付け及び解決の充実				
福祉サービスの利用者から事業者に対する苦情を受け付け、適切に解決するとともに、事業者が抱える困難事例に対応しています。	相談員に対する専門的な技術や知識を習得するための研修等を充実させ、苦情解決力の向上を図ります。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課）

3-4 地域福祉を担う関係機関のネットワーク構築

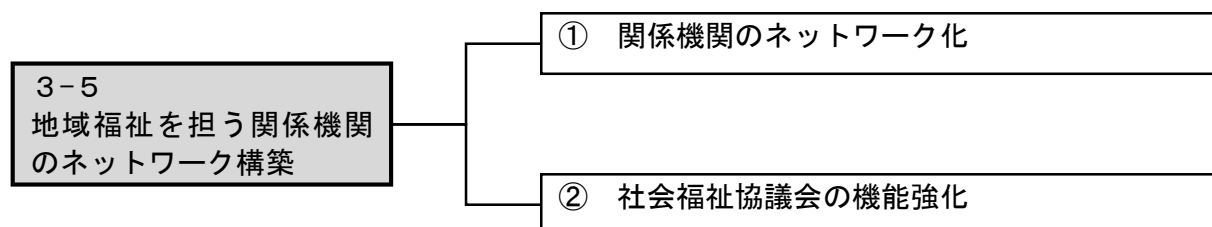
【現状と課題】

- 高齢者や障がい者などを地域ぐるみで見守り、安心して暮らせる社会づくりが求められています。
- 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく地域福祉を推進する主体として様々な活動をしています。今後も、本市の地域福祉を拡大発展させるため、さらなる活動の活性化が望まれます。

【施策方針】

- 福祉サービス利用の有無にかかわらず、行政や福祉事業者、地域組織、保健・医療機関がネットワークを構築するとともに、必要に応じて情報交換や連携による支援を推進します。
- 社会福祉協議会が平成19年度に策定した地域福祉活動計画に沿って推進する、支えあい・助け合いのまちづくりと連携するとともに、ボランティアにかかわる窓口であるボランティアセンターの充実を図ります。

【施策体系】



【単位施策】

① 関係機関のネットワーク化

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
高齢者を取り巻くネットワークの形成・強化				
地域包括支援センターが中心となり、医療機関やサービス提供事業者を始め、警察、保健所、社会福祉協議会、民生児童委員、介護サポーター、親族、近隣住民など、高齢者を取り巻くネットワークを形成する取り組みです。	関係者の情報共有を図りつつ、役割分担を明確にしながら、課題の抽出や調整、解決に向けた取り組みを行います。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 社協
障がい者を取り巻くネットワークの形成・強化				
障がい者のサービス利用を進め、地域で暮らし続けられるよう、障害者地域自立支援協議会を設置して、情報交換などを行っています。	福祉サービス事業者なども参画した協議会の機能を強化するとともに、専門部会を設置してそれぞれに必要なテーマについて検討を進めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
保健・医療機関との連携強化				
福祉課題を抱えている高齢者や障がい者を始め、介護予防や疾病予防など健康づくりの側面からみても必要性の高い、保健・医療機関との連携を進める取り組みです。	保健センターが中心となり、市内の医療機関、福祉サービス事業者及び行政が連携を強化し、包括的な支援ができる体制づくりを進めます。	検討実施	継続	市民 行政（医療健康課・高齢者福祉課・社会福祉課） 社協

② 社会福祉協議会の機能強化

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
地域福祉活動計画の推進				
平成 19 年度に策定した地域福祉活動計画に沿って、社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた活動を行っています。	市における地域福祉の活動を推進する中核的な組織として、社会福祉協議会の機能強化を図り、計画を推進します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
ボランティアセンターの充実				
ボランティアに関する相談・登録・調整・紹介及び、広報等を通したボランティア活動の啓発を行っています。また福祉教育の推進について、体験学習や福祉実践教室を積極的に行っています。	市内のボランティアグループの活動支援を行う一方、市民や地域組織に対し、ボランティアへの理解の促進に努めます。また、福祉協力校事業を通して、障がい者や高齢者との交流を積極的に進めています。	継続	継続	市民 社協

4 安全・安心なまちづくりに向けた取り組みの推進

4-1 高齢者や障がい者等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の確保

【現状と課題】

- 高齢者や障がい者、ベビーカーを利用している方にとって、市内のバリアフリー化が望まれるとともに、手軽にバリアフリー情報を入手できる手段が求められます。
- 住宅を所有する高齢者にとって、耐震化やバリアフリー化のために住宅を改修するための費用は経済的な負担になります。また、高齢者や障がい者が住宅を借りようとするとき、入居希望者及び家主はそれぞれに不安や心配ごとを抱えています。
- 自動車が運転できない高齢者や障がい者、乳幼児を抱える方にとって、移動手段がない自宅に閉じこもりがちになってしまうことなどから、安心して便利に移動できる交通手段の提供が期待されます。

【施策方針】

- 公共施設や屋外空間において、バリアフリー化を進めるとともに、バリアフリー化が進んでいる場所などの情報を発信します。また、ホームページなどからの情報入手が難しい方に対する情報発信を工夫します。
- 高齢者や障がい者などが安心して暮らし続けられるよう、住宅改修費の支援や住宅の賃貸サポートを行います。
- 市民の誰もが安心かつ便利に移動できるよう、市が運行するひまわりバスの充実を図る一方で、市民や民間事業者による移動支援サービスを支援します。

【施策体系】



【単位施策】

① 公共施設・民間施設・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
バリアフリーマップの作成・更新				
誰もが地域で生活していくための情報として、生活情報ホームページ「ほほえみバリアフリー情報」などを通してバリアフリー情報を発信する取り組みです。	バリアフリー情報が、定期的に更新されるよう、関係する各種団体との連携を図ります。	継続	継続	市民行政（社会福祉課）
情報入手のためのバリアフリー化の推進				
高齢者や障がい者、外国人など、ホームページ等での情報入手が困難な方に対して、情報を提供できるようにする取り組みです。	広報紙やホームページ等における文字拡大や音声、点字、外国語翻訳等により、誰もが情報入手できるように努めます。	継続	継続	市民行政（市民協働課・高齢者福祉課・社会福祉課）

② 住まいのバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
高齢者住宅改修費補助事業				
日常生活を容易にするため、住宅改修等に要する経費から介護保険の住宅改修費の額を控除した額で工事費用の一部を助成するものです。	介護保険法による住宅改修だけでは不十分であることから、要介護高齢者を対象にバリアフリー改造のために必要な費用の一部を助成する事業を実施しています。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 企業
あんしん賃貸支援事業				
賃貸住宅などにおいて、高齢者や障がい者等であるという理由で入居を断られる事態を防ぎ、安心して住まいが確保できるようにするため、社会福祉法人やNPO法人などの「あんしん賃貸支援団体」が、入居希望者と家主の双方が抱える不安や心配ごとを解消するためのサポートを行う事業ですが、本市では実施に至っていません。	高齢者や障がい者等の賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を図るため、「あんしん賃貸支援事業（国土交通省、平成 18 年度制定）」に合わせ、県高齢者居住支援センター等と連携しながら、制度の紹介と周知に努めます。	検討	実施	市民 行政（市民協働課・都市計画課・高齢者福祉課・社会福祉課） 企業

③ 安心・便利な移動・外出支援の充実

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
車いす、車いす専用車の貸出事業				
身体障がい者や高齢者を始め、けが等で一時的に身体の不自由になった人が通院や旅行などで外出する際に、必要に応じて車いすを無料で貸し出します。また、平成 11 年度から車いす利用者で運転手を確保できる方に対して、通院や外出時に車いすのまま乗降できる車いす専用車を貸し出しています。	貸出用の車いすは、全て寄付によるもので、特に利用者自身の手により駆動ができる自走用の車いすは最近需要が多く、補充しながら引き続き希望者に貸し出します。一方、車いす専用車の貸し出しについては、年々登録者が増加しており、通院以外にも近くの買い物や墓参りなど気軽に利用できる点が利用者から評価されていることから、今後とも 3 台の専用車を貸し出します。	継続	継続	市民 社協
移動支援サービス				
屋外での移動が困難な障がい者が外出をする際の移動支援を行う事業で、地域生活支援事業の一環として実施しています。	障がい者の外出機会の拡大を図るため、2 人体制での外出やグループ支援、自動車利用等の課題の解決を模索しながら、継続的に実施します。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課）

福祉タクシー				
重度の障がい者及び要介護・要支援の非課税世帯における 65 歳以上の高齢者の外出支援策として、タクシーの初乗り基本料金（年間 48 回分）を補助しています。	利用できるタクシー会社（契約会社）の拡大やガソリン代への振り替えが可能な制度にするなど、使い勝手のよい制度として充実に努めます。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課） 企業
ひまわりバス				
高齢者や子ども等の交通弱者の社会参加促進や公共施設利用促進、交通空白地の解消などを目的に、市内全域を 2 台のひまわりバスで運行しています。	便数が少ない、ルートが一方向であり目的地まで時間がかかる、路線が複雑で分かりにくい等の課題が多いことから、平成 22 年度中を目処に市民ニーズに合った路線編成見直しやバリアフリー適合車の買い換え等の充実に図ります。	継続	継続	市民 行政（産業振興課）
福祉有償運送事業の検討				
タクシー等の公共交通機関によっては要介護者・身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO 法人・社会福祉法人等の非営利法人が実費の範囲内で、また、営利とは認められない範囲内の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して行う輸送サービス事業です。	事業開始に必要な手続きや従業者研修について、支援を行うなど、福祉有償運送事業者の誘致や育成について検討します。	検討	実施	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課） 企業
幼児・児童・高齢者の交通安全教室事業				
子どもや高齢者等の交通事故防止を図るため、市内各保育園、幼稚園、小学校、老人会等で随時交通安全教室を開催し、交通ルールの習得を図っています。	高齢者の交通事故が少なくないことから、警察と老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導を通じて、交通安全意識の高揚と交通安全環境の整備に努めます。	継続	継続	市民 行政（総務防災課）

4-2 災害時における要援護者の支援体制づくり

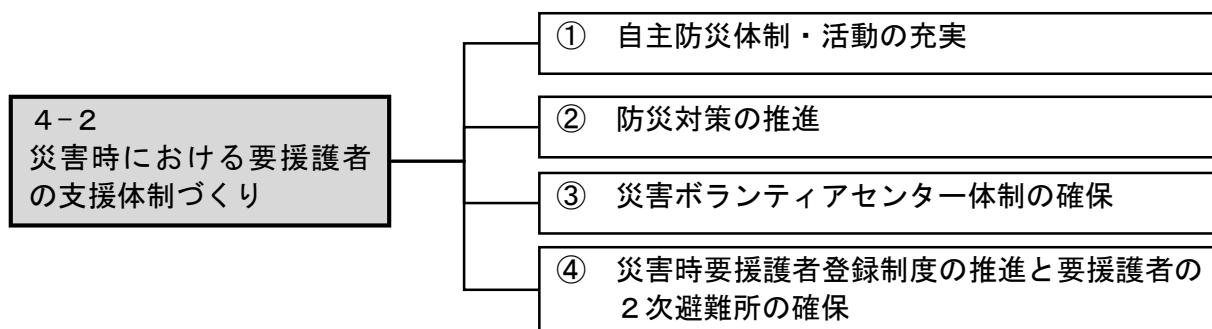
【現状と課題】

- 市内には 120 を超える自主防災組織があり、自主防災組織連合会による支援を行っています。今後、自主防災組織の一層の強化と市民一人ひとりの防災に対する意識の啓発が求められます。
- 市内での被災に備え、災害ボランティアコーディネーターの能力を向上させるとともに、各世帯における災害対策を普及させることが課題となっています。
- 災害発生時に、被災地で活動するボランティア人材の調整を行う体制の整備が求められます。
- 災害時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など（災害時要援護者）を援護するための体制づくりが課題となっています。また、災害発生時に障がい者や疾病者が安全に避難生活を送ることができる 2 次避難所の確保が求められます。

【施策方針】

- 地域の防災能力を高めるため、自主防災組織の活性化を支援するとともに、障がい者を含めた地域を挙げた防災訓練などにより、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成を図るとともに、住宅の耐震化や家具の転倒防止、福祉ベルの設置などを促進します。
- 災害時における対応力を高めるため、災害ボランティアセンターの設置に向けた取り組みを支援します。
- 災害時要援護者の支援体制を構築するため、地域の現況把握や個別支援計画の策定を促進するとともに、障がい者や疾病者のための 2 次避難所の確保及び受け入れ体制の充実を図ります。

【施策体系】



【単位施策】

① 自主防災体制・活動の充実

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
自主防災組織活性化支援事業				
平成 21 年 4 月に豊明市自主防災組織連合会が発足し、市内 3 区 118 町内会（121 団体）の自主防災組織の活性化を図るための支援を行っています。	発足して間もない豊明市自主防災組織連合会の事務局の将来的な自立を促し、連合会の主導で市内の各自主防災組織の支援を行っていく体制整備に努めます。	継続	継続	市民行政（総務防災課）

防災訓練への障がい者の参加促進				
地域に居住する障がい者の存在を地域住民が共有し、障がい者に避難方法等を認識してもらえようとするため、地域に居住する障がい者が地元で行われる防災訓練等に積極的に参加するよう促します。	障がい者の避難訓練の実施は、必要であることから、行政区や自治会、地域の民生児童委員などの協力を得ながら、地域の防災訓練に障がい者が参加するなど、訓練の充実を促します。	検討	実施	市民 行政（社会福祉課）
防火意識の高揚と防火訓練等の実施				
自主防災組織や婦人防火クラブ、少年消防クラブ、危険物安全協会を通じて、広報活動や防火指導などを進め高齢者や子ども等の防火意識の高揚に努めています。また、火災予防運動や防火訓練等を通じて、高齢者等の防火対応能力の向上を図るため、消防訓練等の指導に努めています。	住宅火災による死者数の多くが逃げ遅れによるものであり、その半数以上が 65 歳以上の高齢者となっていることから、高齢者の逃げ遅れを失くすため、高齢者の防火対応能力の向上をめざして、引き続き防火意識の高揚に努めます。また、住宅用火災警報器の設置義務を促すよう努めます。	継続	継続	市民 行政（消防総務課）

② 防災対策の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
災害ボランティアコーディネーターの育成				
大災害が発生したときに被災地に駆けつけるボランティア人材を調整、配置するボランティアコーディネーターを育成する講座で、平成12年度から開催しています。現在コーディネーター数は約130名になっています。毎年3日間実施しており、秋には「フォローアップ講座」も開催しています。	ボランティアコーディネーターの育成は目標数に達したので、今後はフォローアップ講座や防災訓練の実施等を通してスキルアップを図ります。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
災害ボランティアコーディネーター活動マニュアルの作成				
災害時に災害ボランティアコーディネーターが円滑に活動できるようにするためのマニュアルを作成する事業です。	災害発生時に災害ボランティアコーディネーターが円滑に活動できるようマニュアルを作成します。	実施	—	市民 社協
家具転倒防止器具取付				
地震による家具の転倒を未然に防止し、減災を図るため、満65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯、重度障がい者で構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを実施しています。	設置者数が毎年30件程度にとどまっている状態であることから、今後も引き続き「社協だより」や「社協ホームページ」を通じたPRや、民生児童委員の会議における積極的なPRを行い、家具転倒防止器具の取り付け世帯数の増加に努めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課・ 高齢者福祉課） 社協

木造住宅の無料耐震診断と耐震改修費補助の実施				
大規模地震から市民の命と財産を守るため、昭和 56 年 5 月 31 日以前（旧建築基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに、診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事に対し 60 万円を上限に補助を実施しています。また、耐震改修促進計画を作成し市民啓発に努め、事業の推進を図っています。	耐震化を効率的に実施できるよう、また、市民意識を向上させることを目的として平成 19 年度に策定した耐震改修促進計画に基づき、引き続き市民への住宅耐震化の P R を行うとともに、改修促進に努めます。	継続	継続	市民 行政（都市計画課） 企業
緊急通報装置設置事業				
ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対処するため、消防署等とつながる緊急通報装置の設置費用を補助しています。	ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の不安を軽減し、いざという時には円滑な救助、援助につながるよう、引き続き緊急通報装置の設置を促進します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 社協
福祉ベル設置事業				
ひとり暮らし及び寝たきりの高齢者の自宅を対象に、ガス漏れ・火災等事故を未然に防ぐため、ガス漏れ警報器もしくは緊急ベルのいずれか 1 つを無償で設置しています。	ガス漏れ・火災等事故の未然防止や火災等の早期発見と逃げ遅れの防止を図るため、引き続き事業を推進します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 企業

③ 災害ボランティアセンター体制の確保

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
社会福祉協議会災害ボランティアセンターマニュアルの作成				
災害発生時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとして機能するよう、簡単に分かりやすい社会福祉協議会独自の防災マニュアルを作成する取り組みです。	災害ボランティアセンター災害発生時に災害ボランティアセンターとして機能するため、豊明市地域防災計画における社会福祉協議会の位置付けを明確にするとともに、社会福祉協議会独自の災害ボランティアセンターマニュアルを作成します。	検討 実施	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協
災害ボランティアセンター設置防災訓練の実施				
災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとして機能するよう、豊明市や災害ボランティアコーディネーターとの合同による防災訓練を開催するものです。	マニュアルを作成し、それに基づいて防災訓練を実施します。	実施	継続	市民 行政（社会福祉課） 社協

④ 災害時要援護者登録制度の推進と要援護者の２次避難所の確保

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
災害時要援護者支援体制マニュアルによる災害時要援護者登録制度の推進				
民生児童委員・社会福祉協議会などの協力を得て、災害時の避難が困難な方や状況把握・判断が困難な方の援護状況・緊急連絡先等を把握し、災害時の安否確認や避難支援に役立てる制度です。平成 19 年 12 月に制定した豊明市災害時要援護者支援制度の実施要綱に基づき、同年 12 月から民生児童委員による要援護者訪問とニーズ把握を開始しました。	災害時要援護者の避難支援体制が未整備であることから、要援護者が居住している地元の自主防災組織と連携・協力して避難支援が行える体制整備に努めます。そのため、個別支援計画の指針を作成し、この計画に基づいて、個々の要援護者の支援を行うものとします。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課・総務防災課）
避難所施設利用に関する覚書（障がい者や疾病者等の 2 次避難所の確保）				
災害発生後に長期の避難生活が続く場合、または、障がい者や高齢者、疾病者など一般の避難者と分ける必要がある避難者がいる場合に、2 次避難所として利用できる災害時要援護者優先避難所として平成 16 年度に市内の保育園、総合福祉会館、福祉体育館を指定しています。また、障がい者で特別な施設を必要とする人のために豊明福祉会と平成 18 年 8 月 1 日に受け入れのため覚書を締結しています。	大災害が発生したときに、障がい者や高齢者、疾病者等の避難者が、一般避難者とは別の場所で安心して避難所生活が送れるようにするため、福祉施設等との覚書締結を継続させるとともに、いざという時、2 次避難所へ円滑に移送できるよう体制を整備していきます。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課・社会福祉課・総務防災課） 企業

4-3 地域防犯活動・防犯対策の推進

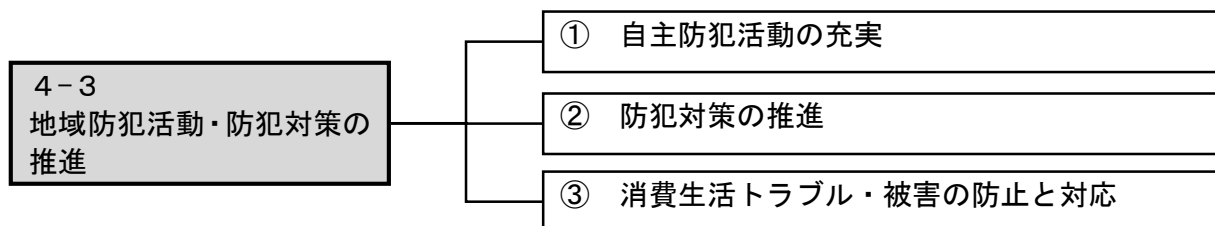
【現状と課題】

- 市内の各地域では、ひったくりや窃盗などの街頭犯罪を防ぐための防犯パトロール活動や通学路の安全確保に向けた取り組み等が積極的に行われていますが、今後さらに活発な取り組みが望まれます。
- 地域による自主的な防犯活動と合わせて、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪に遭わないようにする努力を行うことが求められます。
- 近年、高齢者や障がい者をターゲットにした詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売によるトラブルが増えており、市民がこれらの被害に遭わないようにするための対策を行うことが課題です。

【施策方針】

- 防犯パトロール活動を行っている団体に対する支援や積極的に取り組む地区のモデル指定などを行うとともに、各学校区における通学路の安全確保の取り組みを促進します。
- 自分の身や財産は自分で守ることができるよう、防犯教室を開催するとともに防犯情報の提供を行うなどして市民の意識と防犯能力の向上を図ります。
- 消費生活講座を通じて市民が犯罪に遭わないようにする一方で、トラブルに巻き込まれた方を助けるための消費相談機能の向上を図ります。

【施策体系】



【単位施策】

① 自主防犯活動の充実

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
防犯パトロール隊支援事業				
自主防犯組織や警察、関係団体と連携・協力し、地域防犯パトロールを活性化するため、自主防犯団体に対して資材提供など支援活動を行っています。また、県から定期的に送られてくる地域安全や防犯に関する資料などを各団体あてに送付しています。	引き続き自主防犯組織や警察等と連携し、子どもの登下校の見守り活動や高齢者等を対象とした防犯教室、高齢者世帯等への巡回声かけパトロールなどを行い、防犯に対する知識の普及や防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの自主防犯活動体制の確立と自主防犯活動の活性化に努めます。そのため、それぞれの団体による報告や発表の機会を設けます。	継続	継続	市民 行政（総務防災課） 企業

防犯モデル地区事業				
犯罪のない明るい地域生活の実現を図るため、毎年度2区を防犯モデル地区として指定し、補助金の交付を通じて、防犯パトロールや防犯教室など各種事業を促進しています。	犯罪の発生が依然として高い水準にあり市民の不安感が解消されていないことから、防犯意識の高揚と自主防犯団体の支援と街頭犯罪や侵入犯罪、子どもを対象とした犯罪の抑止活動の促進に努めます。	継続	継続	市民 行政（総務防災課）
通学路の安全確保				
学校毎に通学団会や下校指導を通じて、通学路の安全を確認しています。	P T Aや通学団会などと連携し、通学危険箇所マップを作成し、毎年再確認しながら通学路の安全確保に努めます。	継続	継続	市民 行政（学校教育課・総務防災課）

② 防犯対策の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
防犯教室開催事業				
地域の要望に応じて、愛知警察署や愛知レディース4と連携・協力して防犯教室を開催しています。また、小学校や保育園からの要望にも応じ「連れ去り防止」の訓練を実施しています。	防犯教室の内容をより分かりやすく「教室メニュー」のように項目化するなど、地域から防犯教室開催の要望が出やすくなることによって、多くの地区で防犯教室が開催され、多くの市民が防犯教室に参加できるよう努めます。また、特に高齢者向けの防犯教室の充実に努めます。	継続	継続	市民 行政（総務防災課）
防犯情報の提供（危険度情報の提供事業）				
市民一人ひとりの自主防犯や自主防犯団体によるパトロール活動等が速やかに行われるようにするため、警察などから入ってきた緊急度の高い犯罪情報を迅速に市民や関係団体等に提供するため、「豊明市地域安心安全情報共有システム」により、ホームページへの掲載や登録しているユーザーへのメール配信サービス、全区長へのFAX送信を行っています。	緊急度の高い犯罪情報をより早く多くの市民に対して伝達できるよう、学校や地域との連携強化に努めます。また、システム不具合時等に迅速に対応できるようシステム運用体制の充実に努めます。	継続	継続	市民 行政（総務防災課・ 情報システム課）

③ 消費生活トラブル・被害の防止と対応

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
消費生活講座事業				
振り込め詐欺等の犯罪、悪質な訪問販売・住宅リフォーム等の被害者になる高齢者が全国的に増加している中、このような消費者トラブルに障がい者や高齢者、若者等が巻き込まれないようにするため、消費生活講座を毎年開催して予防策に努めています。	消費者トラブルの多い若年層、高齢者層を対象とした講座の開催や啓発活動を推進します。	継続	継続	市民 行政（産業振興課）
消費者相談事業				
平成 20 年度に消費生活専門相談員を 1 名設置し、消費トラブルに遭った消費者からの相談に対して適切な相談機関の紹介、解決のための助言、援助に努めています。	広報等を介して市民に消費生活相談事業を浸透させて気軽に消費相談できる環境づくりに努めます。	継続	継続	市民 行政（産業振興課）

4-4 要援護者の安否確認と権利擁護の推進

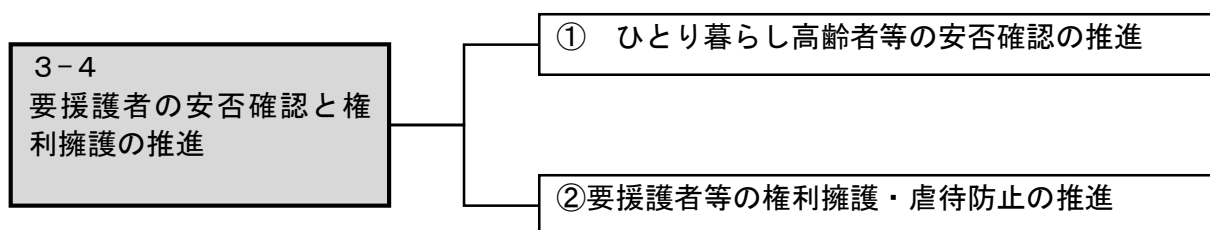
【現状と課題】

- 増加傾向にあるひとり暮らしの高齢者世帯に対して、日頃からの見守りや生活支援、緊急時の通報のしくみづくりが求められます。
- 認知症高齢者や知的障がい者の方など、援護が必要な方の権利や財産を守るとともに、配偶者や児童が被害者となる家庭内での虐待や暴力を未然に防ぐことが課題となっています。

【施策方針】

- 各地域において、身近なところでのひとり暮らし高齢者の見守りを促進するとともに、宅配給食サービスなどを通して日常的な生活を支援します。また、緊急時に電話で身寄りの方に連絡するシステムの設置を支援します。
- 要援護者等の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見人制度などを充実させるとともに、赤ちゃん訪問などにより児童の虐待に対する未然防止や事後対応の取り組みを推進します。

【施策体系】



【単位施策】

① ひとり暮らし高齢者等の安否確認

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
宅配給食サービス				
ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯、または昼間1人になる高齢者の安否確認と食生活改善、健康増進給食を目的として、昼食・夕食の配食サービスを実施しています。	補助額の妥当性等を考慮しながら、ひとり暮らし高齢者等の安否確認と食生活の改善を目的に、事業を継続的に実施します。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課）
安否確認訪問事業				
日常の安否確認が困難なひとり暮らしの高齢者に対し、乳酸菌飲料を配布することにより安否を確認しています。市の委託事業として社会福祉協議会が実施しています。	当面は、継続的に事業実施を図りますが、今後は、事業の変更を含めて、効果的な安否確認の新しいしくみづくりについて検討します。	継続	検討	市民 行政（高齢者福祉課） 社協

緊急通報装置設置事業			
[再掲（防災対策の推進）]	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課） 社協

② 要援護者等の権利擁護・虐待防止の推進

事業名				
事業の概要と本市の現状	今後の方向性	実施時期		主な担い手
		前期	後期	
日常生活自立支援事業				
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断する能力が十分でない方が地域で自立して生活できるよう、サービスの利用や財産の管理などを行う事業です。	本事業の理解不足や、支援体制の整備などの課題を解決するとともに、認知症高齢者の症状が進んだ場合に成年後見制度等につなげる判断等のしくみを充実させます。	継続	継続	市民 社協
成年後見人制度等の利用支援				
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断する能力が十分でない方を様々な不利益から保護するための制度です。現在は、家庭裁判所にある成年後見センターの紹介等に応じて制度を推進しています。	高齢者及び家族の高齢化等に伴う障がい者の生活を支える上で本制度はますます必要性が高まっていることから、今後は成年後見センターの紹介等だけでなく、市長申し立てによる制度運用の準備を進めます。	継続	継続	市民 行政（社会福祉課・ 高齢者福祉課）
虐待防止の推進				
高齢者虐待防止法に基づき、高齢者を中心とする虐待防止について、地域包括支援センターの事業として取り組んでいます。	介護保険制度及び高齢者虐待防止法に基づき、「予防と発見」、「早期対応と支援」、「介入と緊急対応」の観点から、適切な支援・保護等の対応を継続して行います。	継続	継続	市民 行政（高齢者福祉課）
虐待及びドメスティックバイオレンス（DV）への対応				
児童虐待やドメスティックバイオレンス（DV）等をできる限り早期に発見し、対応する取り組みです。	民生児童委員や地域組織の協力を得て、事案の発見から市で設置する対策組織での対応検討までの流れをスムーズにするよう、充実を図ります。	継続	継続	市民 行政（児童福祉課）

第5章 計画の推進と進行管理

1 市民との協働による計画推進

【市民に対する情報発信・意識啓発】

本計画を推進するためには、市民と地域福祉に対する意識、市民と地域組織及びNPO・ボランティア団体、市民と行政、それぞれの3つの距離を近づけることが求められます。

現在進められている、あるいは今後取り組まれる地域福祉活動の情報を、広報紙やホームページなどを活用して継続して発信し、周知を図ることにより、市民の地域福祉に対する関心や意識を高めていくことをめざします。

【市民主体による地域福祉活動の支援】

本計画を推進するためには、市民による地域福祉活動を進めることが不可欠です。本市で進められている、市民提案型まちづくり事業を充実させるとともに、地域福祉活動の実践を拡大させる方策を検討します。

また、社会福祉協議会の「支えあいのまちづくり事業」などとも連携し、市民主体による新たな活動起こしを支援します。

【地域組織及びNPO・ボランティア団体間の連携】

地域組織及びNPO・ボランティア団体の活動が本計画の推進を担うこととなりますが、各主体の活動はともすればそれぞれが孤立してしまうことも懸念されます。

そのため、地域組織及びNPO・ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業者が情報交換を行い、連携した取り組みにつながるような機会の提供を行います。

2 庁内等における計画推進・進行管理の体制づくり

【関係部局間の連携強化と進行管理】

行政及び社会福祉協議会（以下、庁内等）において、高齢者福祉や障がい者福祉、次世代育成支援など幅広い分野の福祉に地域福祉の考え方や活動を織り込んでいくことが大切です。

そのため、社会福祉課が中心となりつつ、健康福祉部各課及び市民協働・地域防災、などの関係課が庁内等の各種福祉施策・事業及び関連する市民活動の情報共有・連絡調整を行います。また、本計画の進捗状況を毎年確認し、進行管理をしていきます。

【各個別計画との整合性】

本計画は、健康福祉部の関連個別計画を横断的かつ包括的につなげる役割を有しています。今後、これらの個別計画の策定・改訂及び推進に際しては、本計画の考え方や内容を反映することを前提に、整合性を考慮していきます。

1 策定経過

【平成 20 年度】

年 月	開催・実施事項	内 容																
平成 20 年 8 月 11 日	第 1 回 策定部会	・豊明市地域福祉計画の策定について ・「豊明市の地域福祉に関する市民意識調査」調査票について ・地域福祉を取り巻く現状と課題《意見交換》																
8 月 25 日～ 9 月 8 日	豊明市の地域福祉に関する市民意識調査	①調査対象 ・豊明市内に在住する 18 歳以上の方のなかから 2,000 人の方を無作為に抽出 ②調査方法 ・郵送配布・郵送回収 ③調査票の回収状況 <table><tr><td>標本数</td><td>2,000 (100.0%)</td></tr><tr><td>回収数 (率)</td><td>1,097 (54.9%)</td></tr><tr><td>集計不能数 (率)</td><td>6 (0.3%)</td></tr><tr><td>有効回収数 (率)</td><td>1,091 (54.6%)</td></tr></table>	標本数	2,000 (100.0%)	回収数 (率)	1,097 (54.9%)	集計不能数 (率)	6 (0.3%)	有効回収数 (率)	1,091 (54.6%)								
標本数	2,000 (100.0%)																	
回収数 (率)	1,097 (54.9%)																	
集計不能数 (率)	6 (0.3%)																	
有効回収数 (率)	1,091 (54.6%)																	
9 月 4 日～ 10 月 6 日	団体ヒアリング調査	・社会福祉法人豊明市社会福祉協議会 (9 月 4 日) ・豊明市民生・児童委員協議会 (10 月 2 日) ・更生保護女性会 (10 月 6 日) ・草笛の会 (10 月 6 日) ・おもちゃの会 (10 月 6 日) ・ふれあいサロン あおい会 (10 月 6 日) ・J A あいち尾東豊明たすけあいけやきの会 (10 月 6 日)																
10 月 18 日～ 11 月 22 日	地区懇談会	・日頃から地域において、様々な活動に取り組んでいる方や地域福祉に関心を持っている方にお集まりいただいてグループ・ディスカッションを行い、「わがまちの地域課題と活動について」意見や情報をうかがった。 <table><tr><th>対象地区</th><th>開催日</th><th>開催場所</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>豊明中学校区</td><td>10 月 18 日 (土)</td><td>文化会館</td><td>26 名</td></tr><tr><td>沓掛中学校区</td><td>10 月 26 日 (日)</td><td>市役所</td><td>15 名</td></tr><tr><td>栄中学校区</td><td>11 月 22 日 (土)</td><td>栄中学校</td><td>29 名</td></tr></table>	対象地区	開催日	開催場所	参加人数	豊明中学校区	10 月 18 日 (土)	文化会館	26 名	沓掛中学校区	10 月 26 日 (日)	市役所	15 名	栄中学校区	11 月 22 日 (土)	栄中学校	29 名
対象地区	開催日	開催場所	参加人数															
豊明中学校区	10 月 18 日 (土)	文化会館	26 名															
沓掛中学校区	10 月 26 日 (日)	市役所	15 名															
栄中学校区	11 月 22 日 (土)	栄中学校	29 名															
12 月 5 日	第 2 回 策定部会	・豊明市の地域福祉に関する市民意識調査の結果について ・団体ヒアリング調査の結果について ・地区懇談会の結果について ・地域福祉に関する意見交換について																
12 月 12 日～ 平成 21 年 3 月 26 日	プロジェクトチーム (全 8 回)	・豊明市における地域福祉の課題の整理 ・今後求められる地域福祉活動の検討 ・地域福祉活動推進に向けた市民創発事業の企画・準備																
12 月 16 日	第 1 回 策定委員会	・市長あいさつ ・委嘱状交付 ・委員会の公開について ・地域福祉計画策定の趣旨 ・策定体制とスケジュール ・市民意識調査の結果 ・団体ヒアリングの結果 ・地区懇談会の結果																

年 月	開催・実施事項	内 容
平成 21 年 3 月 16 日	第 3 回 策定部会	・ 市民創発事業について ・ 基本指針について
3 月 27 日	第 2 回 策定委員会	・ 委員長あいさつ ・ 市民創発事業について ・ 基本指針について

【平成 21 年度】

年 月	開催・実施事項	内 容
平成 21 年 6 月 25 日	市民創発事業 審査会	・ 市民提案型まちづくり事業に「地域福祉特別募集枠」を設置し、事業実施団体を募集 ・ 8 団体が応募し、書類審査及びプレゼンテーションを実施。選考の結果、6 団体が採用され、平成 22 年 1 月までの期間に地域福祉活動を実施
6 月	庁内各課による地域福祉の課題整理	
7 月～8 月	地域福祉に関する事業整理	
11 月 20 日	第 4 回 策定部会	・ 市民創発事業について ・ 地域福祉計画推進施策について ・ 今後のスケジュール
12 月 18 日	市民創発事業 事業報告会	・ 審査会で採用された 6 団体の活動状況についてのプレゼンテーション ・ 団体間の意見・情報交流
12 月 18 日	第 3 回 策定委員会	・ 地域福祉計画推進施策について
平成 22 年 1 月 18 日	第 4 回 策定委員会	・ 豊明市地域福祉計画の素案について
2 月 1 日～ 3 月 2 日	地域福祉計画（案）パブリックコメント	・ 本計画の案に対する意見募集を実施
3 月 12 日	第 5 回 策定委員会	・ パブリックコメントについて ・ 豊明市地域福祉計画概要版について

本計画の策定をきっかけとして、市民による市民のための創発的・社会実験的な地域福祉活動を実践することで、地域を巻き込み、地域福祉活動の輪を市内に拡大・進展させていくために、市民創発事業を実施しました。

「地域福祉特別募集枠」募集案内

市民創発事業

あなたの力で 地域をつないでみませんか？

市民による市民のための地域福祉活動を支援します。
この事業を通して地域のつながりを作ってみませんか？そんな気持ちを応援します。

1・テーマを10個の中から選んでください！

- 1 支えあい活動 (例) ご近所同士の家事支援
- 2 まちの情報発信 (例) 町内会の情報マップ
- 3 みんなの集いの場 (例) 地域での茶話会
- 4 子どもの生きる力を育む活動 (例) 子どもの遊び場づくり
- 5 災害時助け合い活動 (例) 支援を必要とする方を交えた、避難訓練
- 6 市民の学校 (例) 市民が持つ知識を互いに学びあう活動
- 7 花で生きがいづくり (例) 自分たちが育てた花を配り、たくさんの市民で花を育てる
- 8 障害者の地域参加 (例) 市内移動販売のカフェ
- 9 高齢者一人暮らし地域支縁 (例) 携帯電話メールを使った声かけ
- 10 世代間交流 (例) インターネット学習を通じた世代間交流



2・最大10万円を補助します。

3・応募期間は5月22日(金)まで！

豊明市役所 社会福祉課

電話：0562-92-1119

ホームページ：<http://www.city.toyoake.lg.jp/syakaifukusi/index.html>



平成 21 年 5 月に募集を行ったところ、8 団体からの応募があり、書類審査及びプレゼンテーションによる選考の結果、6 団体が採用され、6 カ月余りの期間でモデル事業が進められました。

また、12 月には事業報告会が開催され、採用された各団体によるプレゼンテーションと意見・情報交換が行われました。

「地域福祉特別募集枠」採用事業概要

事業名	おちあいニコニコサロン
団体名	「おちあいニコニコサロン」
事業の目的	高齢者の方々が集いお茶等を飲める憩いの場を提供し、利用者同士の交流を促進し、利用者の話し相手になる。
事業の内容	落合神明社氏子会館を拠点に第 4 金曜日、午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで開催する。参加費は無料とし、お茶菓子と共におしゃべりしたり、歌等を歌ったりして自由に楽しむ。

事業名	みんなでそばを育ておいしい体験
団体名	豊明エコキッズ
事業の目的	植物が生長する過程を観察し、収穫を喜びあい、種まきから収穫そして調理する体験を通して食べ物大切さを知る。また、世代間を超えた交流を行う。
事業の内容	8 月にそばの種をまき、水やりや草取りを行う一方で、花や実の様子を観察して 11 月に収穫する。収穫したソバの実を天日で干し、石臼で挽く。そばがらで枕をつくるとともに、そば粉でそば打ち体験や様々な料理を行う。また、そばを食べる際のおわんやおはしを切りだした竹を使ってつくる。

事業名	地域に広げよう元気ではつらつ事業
団体名	ソバの会
事業の目的	参加者同士の親睦をはかり、つくる喜び食べる楽しみを知る。また、地域の出向きさまぎまの団体と多世代の交流を行い、市内に波及するよう努める。
事業の内容	講師の指導により、そば粉を練り、伸ばして切って、ゆでるという一連の作業し、皆で一緒に食べる。食育そのものであり、楽しい交流、懇親の場となり、元気の源なる。

事業名	心も体もポッカポカ「転倒予防でバランスをとろう！」
団体名	J A あいち尾東豊明たすけあい けやきの会
事業の目的	転んで大けがをしたり、寝たきりにならないように、高齢者の転倒を予防し、年齢を重ねても健やかで実りある日々を過ごすこと、また、豊かな人間関係づくりを支援し、心身両面の健康づくりをかなえることを目的とする。
事業の内容	「転倒防止教室」これまでの活動は健康体操のみのプログラムで、転倒予防だけの運動をするだけでした。「参加者の心の健康をも応援し、生き生きと過ごしていただきたい。」という思いから、H21 年度より「季節の歌」・「歌体操」をプログラムに盛り込む。かつてよく耳にしていた親しみある調べと共に手足を動かすことは、五感を刺激し、脳の活性化に非常に有効であるということを実感していることから、歌体操を積極的に取り入れ、心身共に豊かに、生き生きとした毎日を送られることを念頭に置き、工夫を凝らして事業を計画する。

事業名	わらべうたであそぼワークショップ
団体名	豊明おやこ劇場
事業の目的	出会いの場を提供し、同年齢の子を持つ親同士の交流を促進する。 大人と子供が向き合い、心と心を通わせることを実感してもらい、日常の暮らしに取り入れることで、コミュニケーション豊かな子育てにつなげる。
事業の内容	知恵などの解説も添えながら、親と子で楽しく体験する。 講師によるワークショップ 交流会

事業名	ミニデイサービスお茶の間“さわとよ”
団体名	ケアサポーターズさわやかとよあけ
事業の目的	引きこもりがちな独居、高齢世帯、昼間独居高齢者の交流の場を提供し、高齢者の健康維持と地域住民のボランティアの担い手を発掘する。
事業の内容	二村台7区や杣掛町荒畑地区に住む高齢者を対象に週1回、11時から15時までの間、お茶の間を開設し、昼食、お茶菓子、お話し相手、娯楽の提供を行った。定員は10名 毎回6名程度の利用を想定する。

事業報告会の様子



豊明市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域住民、地域団体等との協働により、地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として豊明市地域福祉計画を策定するため、豊明市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募を含む市民の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から豊明市地域福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、計画策定に至るまでの個別事項を研究し、検討し、及び協議を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

豊明市地域福祉計画策定委員会委員名簿

組 織	氏 名	備考
豊明市社会福祉協議会会長	都 築 和 男	委員長
豊明市民生児童委員協議会会長	高 橋 清 二	副委員長
名古屋短期大学准教授	野 津 牧	
日本赤十字社豊明市地区奉仕団委員長	林 熙 子	
ボランティア団体等代表者	都 築 末 子	
豊明市老人クラブ連合会会長	近 藤 敏 弘	
豊明市子ども会連絡協議会会長	田 中 伸 一	
愛知県瀬戸保健所健康支援課長	萩 野 光 枝 (土方 節子)	H21.4.1～
豊明福祉会理事長	三 浦 美 智 子	
市民の代表	長 山 加 代 子	
〃	河 内 邦 康	
〃	山 内 誠 子	

敬称略

() 内は前任者

豊明市地域福祉計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉の推進に関する計画（地域福祉計画）を策定するために、豊明市地域福祉計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等に関する事項

(組織)

第3条 策定部会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市役所及びその関係機関の職員等で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定部会に会長及び副会長各1人を置く。会長は健康福祉部長が務める。また、副会長は会長の指名により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定部会の会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定部会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

豊明市地域福祉計画策定部会委員名簿

組 織	氏 名	備考
健康福祉部長	濱 寫 義 和	会長
高齢者福祉課長	畑 中 則 雄	副会長
市民協働課長	鈴 木 恵 一	
防災安全課長	成 田 泰 彦 (平野 隆)	H21. 4. 1～
社会福祉課長	加 藤 誠	
児童福祉課長	吉 川 勝 美	
健康課長	外 山 博 保	
保険年金課長	神谷巳代志	
消防総務課長	加 藤 孝 義 (加藤 義久)	H21. 4. 1～
社会福祉協議会次長	矢 田 一 巳	

() 内は前任者

豊明市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱**(設置)**

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉の推進に関する計画（地域福祉計画）を策定するために、豊明市地域福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 市民による市民のための地域福祉活動の実践を社会実験的に展開する。
- (2) 創発的・社会実験的な地域福祉活動の実践を通じて地域福祉活動モデルを構築する。
- (3) 地域を巻き込み、地域福祉活動の輪を市内に拡大・進展させていくきっかけとする。

(組織)

第3条 PTは、10人程度をもって組織する。

2 PTは、別表に定めるものをもって組織する。

(任期)

第4条 PTの任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 PTにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。リーダーはメンバーの互選により選出する。また、サブリーダーはリーダーの指名により定める。

2 リーダーは、PTを総理する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 PTの会議は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、リーダーがPTに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

別表

社会福祉課の職員
高齢者福祉課の職員
児童福祉課の職員
健康課の職員
保険年金課の職員
企画政策課の職員
市民協働課の職員
防災安全課の職員
公募による職員

豊明市地域福祉計画策定プロジェクトチーム名簿

組 織	氏 名
社会福祉課主事補	福 田 悦 子
高齢者福祉課主査	浦 方 雅 弘
児童福祉課主事補	成 戸 貴 紀
健康課主事補	田 口 篤 子
保険年金課主事補	近 藤 尚 幸
企画政策課主事	浦 倫 彰
市民協働課主事	松 本 小 牧
防災安全課主事補	近 藤 貴 洋
議事課主査	栗 田 久 美 子
都市計画課主査	谷 野 尚 子

豊明市地域福祉計画策定事務局

健康福祉部長	濱 嶋 義 和
社会福祉課長	加 藤 誠
社会福祉課長補佐	石 川 順 一
社会福祉課社会担当係長	六 辻 澄 男
社会福祉課主査	神 谷 卓 哉
社会福祉課主事	寺 嶋 正 男

豊明市地域福祉計画

平成 22 年 3 月

発行：豊明市

編集：健康福祉部社会福祉課

